

豊後高田市  
国土強靱化地域計画

令和7年3月

# はじめに

平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法の前文では、東日本大震災の教訓と、南海トラフ地震などの大規模自然災害等の発生のおそれを前提に、「今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。

基本法の施行により、国においては平成26年6月に「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、また、平成27年11月には県が「大分県地域強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定している。その後、平成30年12月に基本計画が変更され、令和2年3月には県計画も改定された。

本市としても、早急に事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興並びに地域間競争力の向上に資する強靱な地域づくりを推進するため、基本法第13条の規定に基づき豊後高田市国土強靱化地域計画を令和3年3月に策定した。

本計画策定後、様々な大規模自然災害が頻発していることから、これら近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等とともに、令和5年7月に国の基本計画が変更され、令和7年3月には県計画も改定されたことを踏まえて、本計画を見直すこととした。

本計画は、基本法及び基本計画の理念を踏まえ、県計画との整合性を図りながら、地域強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市における本計画以外の計画等の地域強靱化に関する指針となるべきものとして策定するものである。

近い将来発生する可能性が高い南海トラフ地震をはじめ、近年多発する大型台風や局地的豪雨による風水害、土砂災害に対して地域が十分な強靱性を発揮できるよう、本計画を基本として関係する計画等の必要な見直しを進め、強靱な地域づくりを計画的に推進していくこととする。

# 目次

## 第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1 国土強靱化の理念	1
2 基本目標	1
3 計画の位置付けと計画期間	1
4 基本的な方針	3
5 基本的な進め方	4

## 第2章 脆弱性の評価

1 豊後高田市の特性	5
2 対象とする自然災害	8
3 「リスクシナリオ」「施策分野」の設定	10
4 脆弱性の評価方法	12
5 リスクシナリオの評価結果	13
6 施策分野ごとの評価結果	23

## 第3章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針	26
2 施策分野ごとの推進方針	62

# 第1章 国土強靱化の基本的な考え方

## 1 国土強靱化の理念

我が国は、国土の地理的・地形的・気象的な特性からこれまで数多くの災害に苛まれてきた。

本市においても、30年以内に80%の確率で発生が予測されている南海トラフ地震では、地震と津波によって本市で最大約340人の死者が出ると想定されている。

こうした状況の中、大規模自然災害等が発生するたびに甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返すのではなく、様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。

## 2 基本目標

平成23年に発生した東日本大震災や平成28年の熊本地震などから得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて長期的な展望に立ち、総合的な対応を行っていくことが必要である。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、本市における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、下記の4項目を基本目標とし、国及び県と調和を図りながら、地域強靱化を推進する。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

## 3 計画の位置付けと計画期間

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、地域の強靱化に係る部分については本市が有する様々な分野の計画等の指針となる。

本市の最上位計画である第3次豊後高田市総合計画では「『安全・安心』なまち」をまちづくりの目標として掲げ、「命と暮らしを守る地域づくり」を施

策の軸として位置付けており、また、豊後高田市地域防災計画は本市の防災行政の根幹をなすもので、「風水害等対策編」、「地震・津波対策編」、「事故等災害対策編」の3つをもって構成し、具体的な対策を示している。

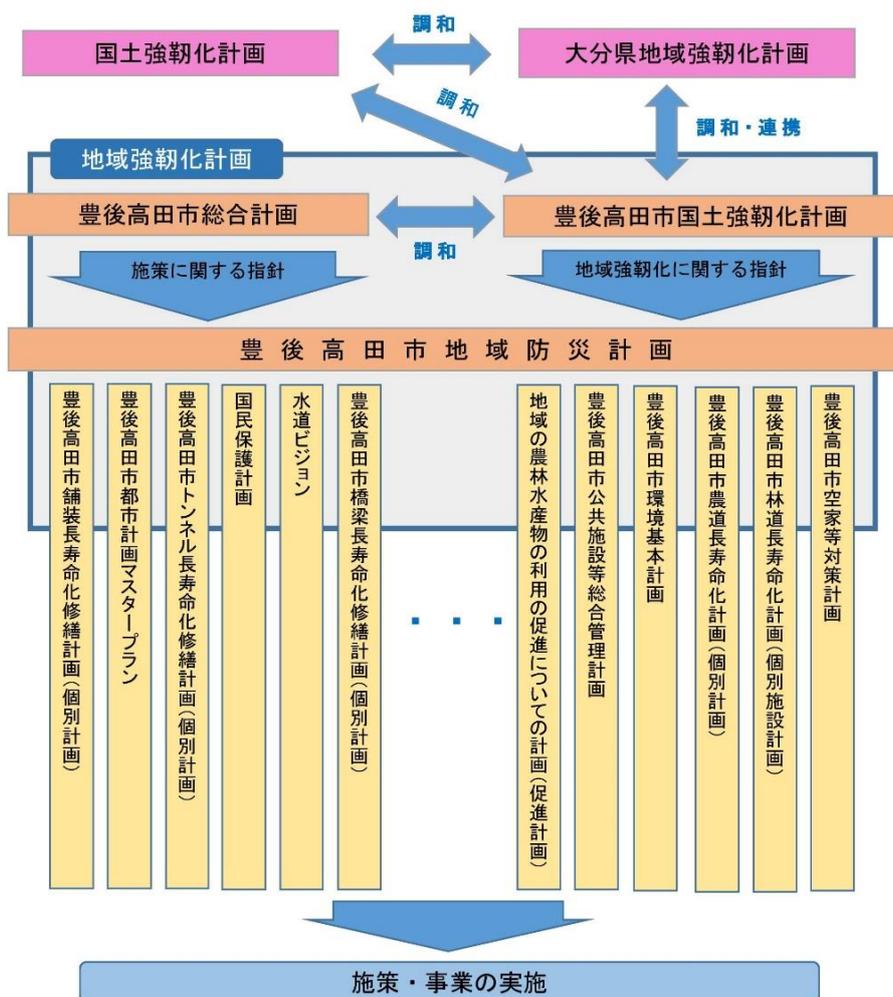
こうしたことから、これらの計画の地域強靱化に係る部分については、本計画が包括的な実用指針となり、今後これらの計画の見直しを行う際には、地域の強靱化に係る必要な施策について位置付けを具体化し、地域の強靱化を確実に推進していくものとする。

計画期間は、本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化や、地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しをすることとする。

なお、計画期間に関わらず、必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を行うものとする。

また、本計画の着実な推進を図るために年次計画を策定し、毎年度更新を行うものとする。

(※計画位置付けのイメージ図)



## 4 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他ハード・ソフトを兼ね備えた被災前よりも良い状態へ復興（ビルド・バック・ベター）することを目指す強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

### （1）市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

- ①頻発・激甚化する水災害等には、国や県、企業、住民などが協働して流域全体で行う流域治水や土砂災害対策を推進する。
- ②気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。
- ③あらゆる自然災害から地域の安全・安心を守るため、施設等の改修・維持管理を推進する。

### （2）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

- ①自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、ライフライン全体の強靱化を図る。
- ②災害時に、迅速かつ的確な情報発信を行うほか、多様な通信手段の確保を図るなど、可能な限り通信サービスを維持するための取り組みを推進する。

### （3）デジタル等の活用や災害対応の官民連携など地域強靱化施策の高度化

- ①デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、災害への対応力を強化する。
- ②国や県と連携し、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。
- ③県や民間機関と連携し、ドローンや防災ヘリ等を活用した迅速な被害状況の把握や救出救助・物資輸送体制の充実を図り、孤立集落対策などの強化を推進する。

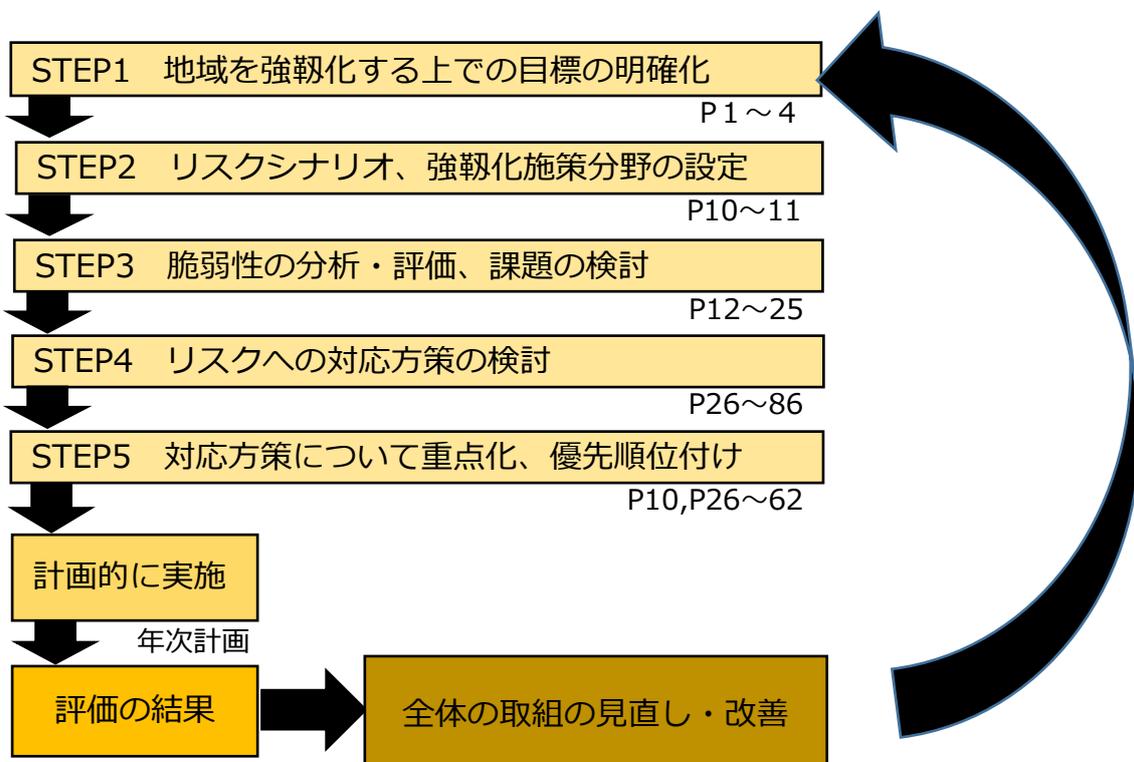
### （4）人的被害ゼロに向けた地域防災力の強化

- ①地域における防災力を強化し、自助・共助による住民主体の防災対策の強化を推進する。
- ②女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。

- ③自助の意識を向上させるため、防災教育の推進や、地震体験車などの疑似体験ツールを活用し防災意識の醸成、家庭・事業所等における備蓄など身近な防災対策の促進を図る。
- ④防災士の育成や自主防災組織との連携強化や要支援者への支援体制づくりの措置、住民全体による避難所運営に向けた人材育成と訓練を促進し、共助の体制強化に取り組む。

## 5 基本的な進め方

「地域強靱化」は本市のリスクマネジメントであり、以下PDCAサイクルを繰り返すことにより、本市全体の強靱化の取組を推進する。



「脆弱性の分析・評価」及び「リスクへの対応方策の検討」については、市として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」が発生した場合を想定し、その事態を回避するために「現状で何が不足し、これから何をすべきか」という視点から、各課横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策群）を検討するアプローチを導入する。このアプローチを通じて、各分野間の有機的な連携を促す。

このようなPDCAサイクルの実践を通じて、プログラムの重点化、優先順位付けに関する不断の見直しを行う。

## 第2章 脆弱性の評価

### 1 豊後高田市の特性

#### (1) 位置及び地勢

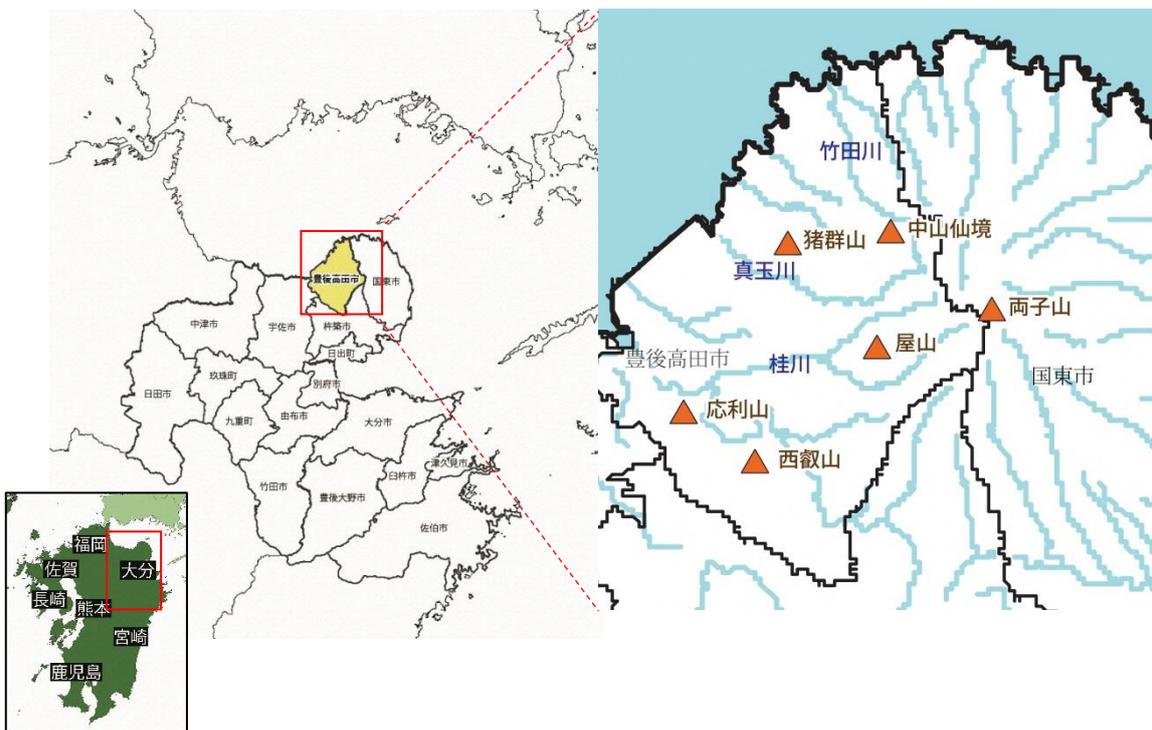
本市は大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、西は宇佐市、東は国東市、南は杵築市と接している。

また、県庁所在地の大分市まで約60km、隣県政令指定都市の北九州市まで約90kmと、両市に比較的近い距離にあつて、周防灘に面した豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内式気候に属しており、農作物の栽培にも適した環境に恵まれている。

市内には、応利山、西叡山、屋山、猪群山、中山仙境などの山々が連なり、国東半島のほぼ中央の両子山から、放射状に谷や峰々が延びた地形となっており、その谷間を桂川、真玉川、竹田川が走り、河口付近に市街地が形成されている。

域内は、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園を擁し、山間部及び海岸部の自然景観や農村集落景観、六郷満山文化ゆかりの史跡をはじめ、豊かな自然と歴史文化などの地域資源が豊富である。

- 面積：206.24km<sup>2</sup>
- 位置：北緯33°33'、東経131°26'、南北の距離23.2km、東西の距離17.1km



## (2) 気象

夏季は降水量が少なく晴れの日が多いため瀬戸内式気候に、冬季は曇りや雨、雪の日も多いため日本海式気候に近い気候となる。

年間降水量（2024年）は、およそ1,620mmで、6月～10月頃に多い梅雨・台風型の降水パターンとなっている。冬季は降雪によって路面が凍結することもある。

台風以外の大雨は、秋雨前線・梅雨前線あるいは低気圧によるものとなっている。また、大気が不安定な時に起こる雷雨も総雨量は少ないものの、短時間で集中して降る場合もある。

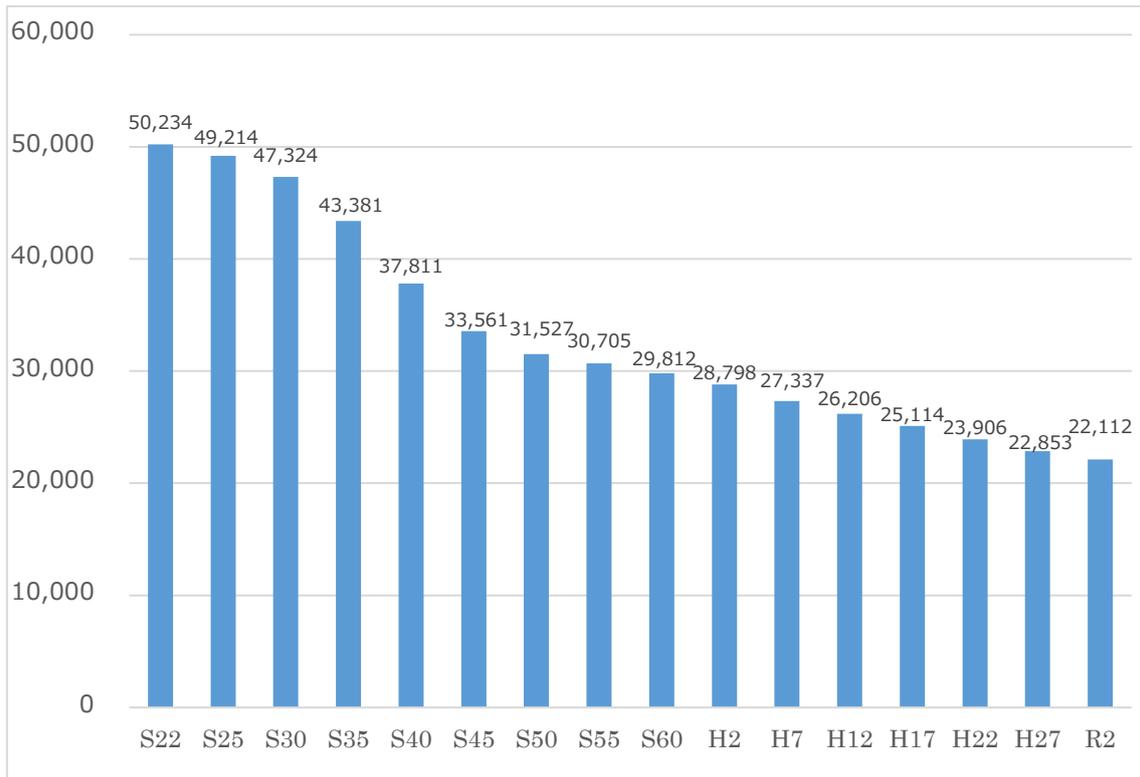
## (3) 人口構造

本市の総人口は、国勢調査では昭和22年の50,234人をピークに減少傾向が続いています。昭和30年から昭和45年にかけてその減少度合が大きく、昭和45年には、ピーク時の67%の33,561人となっています。その後、減少傾向は緩やかになってはいますが、引き続き年々減少している状況が続いており、令和2年には22,112人と、ピーク時の約44%となっています。

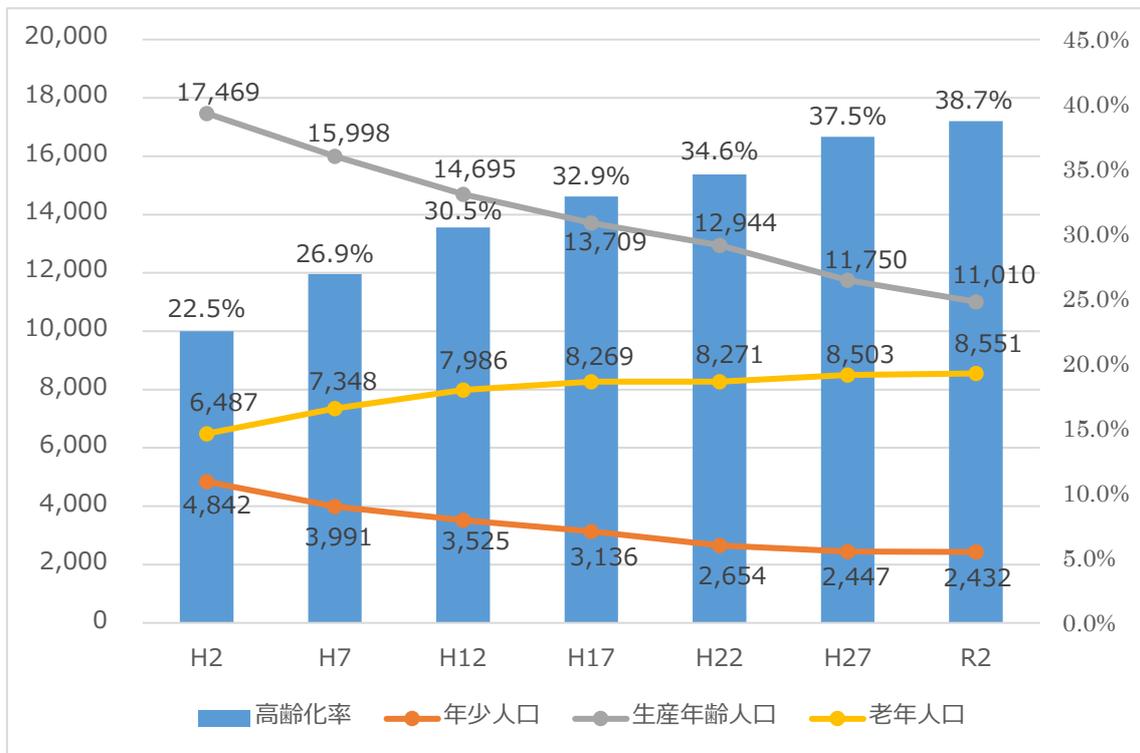
ただ、近年の推移をみると、平成22年は5年前の平成17年に比べて約1,208人減、平成27年は5年前に比べて約1,053人減、令和2年は5年前に比べて約741人減と、減少幅は次第に縮小している。

また、年少人口（0～14歳人口）は、この5年間を比較すると、年少人口が2,400人台にとどまるなど、下げ止まりの兆しがみられ、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少を続けているが、この5年間で比較すると、約800人の減少にとどまるなど、減少幅が縮小する兆しもみられる。一方で、老年人口（65歳以上人口）は、ここ数年横ばいとなっている。高齢化率（人口に占める老年人口の割合）は令和2年で38.7%（令和2年国勢調査）と、全国・県平均と比較して早いペースで高齢化が進んでおり、市民3人のうち1人は65歳以上という状況である。

### 【総人口の推移】



### 【年齢3区分別の人口】



## 2 対象となる自然災害

### (1) 大地震・津波

南海トラフ沿いでは約100～150年の間隔で大地震が発生しており、昭和南海地震（1946年）から約80年が経過している。国の地震調査研究推進本部によると、今後30年以内にM 8～9クラスの地震が発生する確率は80%となっており、地震発生危険性は年々高まってきている。

また、平成31年に県が公表した地震津波被害想定調査結果では、南海トラフにおいて、想定される最大クラスの地震が発生した場合、本市の被害は、最悪のケースで死者は約350人、全壊建物は約140棟にも上り、甚大な被害が発生すると想定されている。

#### ○南海トラフ地震発生による豊後高田市の被害想定○

##### ■ 人的被害

	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
冬5時	343人	0人	106人	206人
夏12時	301人	0人	37人	71人
冬18時	325人	0人	47人	91人

##### ■ 津波による建物被害（堤防が機能しない場合）

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
豊後高田市	141	1,443	921	402

##### ■ 最大震度等

	高田港	浜下	見目
最大震度	5弱		
最大津波高	2.77m	2.77m	2.80m
最短津波到達時間	3時間9分	5時間36分	5時間43分

【出典：大分県地震津波被害想定調査報告】

### (2) 風水害・土砂災害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測され、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

本市では、令和6年6月30日現在で土砂災害警戒区域として、土石流286箇所（うち特別227箇所）、急傾斜542箇所（うち特別520箇所）、地滑り2箇所の

合計830箇所（うち特別747箇所）が指定されている。

令和6年8月の台風10号の際には、半壊19棟、床上浸水5棟、床下浸水20棟、その他道路被害など、甚大な被害が発生した。



宇佐弘田線



一畑並石線



桂川



豊後高田安岐線

### 3 「リスクシナリオ」 「施策分野」の設定

#### (1) リスクシナリオの設定

本市では4つの基本目標を設定し、強靱化を実現するために必要な事項を明らかにするため、6つの「事前に備えるべき目標」と28の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定する。

※網掛けは重点化すべき項目

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模地震津波による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムが決壊など）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-2 基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4 上下水道施設等に係る長期間にわたる機能停止
		5-5 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

## (2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

本計画の施策分野については、28のリスクシナリオを回避するために、以下のとおり7項目の個別分野と5項目の横断的分野を設定する。

「個別施策分野」	「横断的分野」
① 行政機能／警察・消防等	A リスクコミュニケーション (情報の共有、訓練・啓発等)
② 住宅・都市／環境／地域	B 地域の生活機能の維持・地域の活性化
③ 保健医療／福祉	C 防災教育・人材育成
④ 情報通信／産業構造／エネルギー	D 老朽化対策
⑤ 交通・物流	E デジタル活用
⑥ 農林水産	
⑦ 国土保全	

		個別施策分野							横断的分野					
事前に備えるべき目標		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	A	B	C	D	E	
リスクシナリオ	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1		●建物の耐震化 ●家具の転倒防止								●防災教育の推進	●建物耐震化	
		1-2	●消防機能の強化											
		1-3	●防災拠点の整備	●避難路の整備	●要配慮者の避難支援						●避難路等の整備	●地域防災力の推進		
		1-4							●河川氾濫の防止					
		1-5												
	・	・												
	・	・												
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-5		●応急仮設住宅の促進									●仮設住宅の確保		
	6-6													

マトリックス表  
(イメージ)

## 4 脆弱性の評価方法

脆弱性の評価は以下の手順で行った。

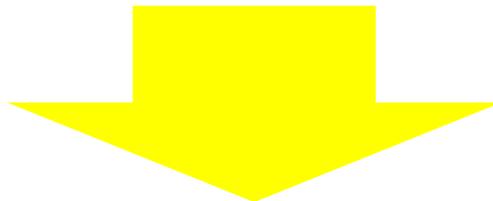
本市が設定した28のリスクシナリオごとに、最悪の事態を回避するための施策を抽出し、本市における取組状況などの調査を行い、課題の分析・評価を実施した。

その評価結果を「5 リスクシナリオの評価結果」において、6つの「事前に備えるべき目標」ごとに28の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、最悪の事態に対し、強化すべきポイントの取りまとめを行い整理した。・・・①

さらに、強靱化施策分野の7つの個別分野及び5つの横断的分野の「推進すべき事項」については、リスクシナリオごとの分析・評価結果の内容と個別分野の関連を「6 施策分野ごとの評価結果」で一覧にして整理した。・・・②

なお、評価結果ごとの課題分析にあたっては「第3章 強靱化の推進方針」において方針を定めるとともに、年次計画により、関連事業・業務ごとの達成度・進捗等について管理する。

- ① 「5 リスクシナリオの評価結果」(事前に備えるべき目標) について  
強化すべき事項を整理 (P 13～P 22)
- ② 「6 施策分野ごとの評価結果」(推進すべき事項) について  
施策分野+横断的分野別に整理 (P 23～P 25)



- ・第3章 強靱化の推進方針において、75の「強化する必要がある項目」に関する推進方針を整理 (P 26～P 86)
- ・年次計画において、関連事業・業務ごとの達成度や進捗を管理

## 5 リスクシナリオの評価結果（事前に備えるべき目標）

### （1）あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 【1-1】大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生（重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●建物の耐震化	P23-②,25-D	P26	P66,83
●橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理	P24-⑤,25-D	P26,37,41,42,48 49,55	P73,83
●老朽危険空家等対策	P23-②,25-D	P26	P66,84
●上水道施設の維持管理の適正化	P22-②,25-D	P26,53	P66,84
●下水道施設の維持管理の適正化	P23-②,25-D	P27,54	P66,84
●地域における避難体制の確立	P23-②	P27,33,35	P67
●家具の転倒防止	P23-②,24-A	P27	P66,78
●防災教育の推進	P25-C	P28,30,33,35	P81
●デジタルを活用した防災啓発	P25-E	P28,31,33,35	P86
●ICTを活用した情報バリアフリーの推進	P24-④	P28,34,36,47	P72

#### 【1-2】地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生（重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●住宅密集地における大規模火災の防止	P23-②,25-B	P28	P67,80
●人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成	P23-①	P28	P62
●消防機能の強化	P23-①,25-D	P29	P62,85

#### 【1-3】広域にわたる大規模地震津波による多数の死傷者の発生（重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●津波避難施設の整備	P23-②	P29	P68
●港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理	P24-⑥,25-D	P29,42,48	P75,85

●避難路等の整備	P23-②,25-B	P29	P68,80
●避難所・避難場所の整備	P23-①,25-D	P30,38	P63,85
●防災拠点の整備	P25-①,27-D	P30,46	P62,85
●津波ハザードマップ等の作成 によるリスクの周知	P23-⑦	P30	P76
●地域防災力の向上	P23-②,24-A 25-C	P30,33,35, 43,59	P67,78,82
●防災教育の推進【再掲】	P25-C	P28,31,33,35	P86
●デジタルを活用した防災啓発 【再掲】	P25-E	P28,31,33,35	P86
●要支援者の避難支援	P23-③,25-B	P31,34,36	P71,80

【1-4】突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）（重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオ ごとの推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●主要道路・港湾・漁港の強化	P24-⑦,25-B	P31,49,54,56	P77,80
●河川氾濫の防止	P24-⑦,25-B	P32,37,42	P76,80
●排水施設等の整備・維持管理	P23-②,25-D	P32,55	P68,85
●ため池等の維持管理	P24-⑥	P32	P75
●ため池の災害未然防止対策	P24-⑥	P32	P75
●残土及び災害廃棄物処理に係 る用地の確保	P24-⑤	P32,37,43,48,56	P74
●洪水ハザードマップ等の作成 によるリスクの周知	P24-⑦	P32	P76
●ため池ハザードマップの作成 によるリスクの周知	P24-⑦	P33	P76
●地域における避難体制の確立	P23-②	P27,33,35	P67
●地域防災力の向上【再掲】	P23-②,24-A 25-C	P30,33,35, 43,59	P67,78,82
●防災教育の推進【再掲】	P25-C	P28,31,33,35	P86
●デジタルを活用した防災啓発 【再掲】	P25-E	P28,31,33,35	P86
●ICTを活用した情報バリアフ リーの推進【再掲】	P24-④	P28,34,36,47	P72
●要支援者の避難支援【再掲】	P23-③,25-B	P31,34,36	P71,80

【1-5】大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生（重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●災害危険予想地域等の状況確認	P24-⑦	P34	P76
●急傾斜地等の崩壊及び被害等発生防止策	P24-⑦	P34,42	P77
●森林の保全	P24-⑥	P34,51	P75
●土砂災害ハザードマップの作成によるリスクの周知	P24-⑦	P35	P76
●地域における避難体制の確立【再掲】	P23-②	P27,33,35	P67
●地域防災力の向上【再掲】	P23-②,24-A 25-C	P30,33,35, 43,59	P67,78,82
●防災教育の推進【再掲】	P25-C	P28,31,33,35	P86
●デジタルを活用した防災啓発【再掲】	P25-E	P28,31,33,35	P86
●ICTを活用した情報バリアフリーの推進【再掲】	P24-④	P28,34,36,47	P72
●要支援者の避難支援【再掲】	P23-③,25-B	P31,34,36	P71,80

（2）救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

【2-1】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足（重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●消防団、ボランティアとの連携・協力体制	P23-①,24-A	P36	P62,78
●関係機関との連携強化	P23-①	P36	P63
●消防職員・消防団員の応援要請	P23-①	P37	P62

【2-2】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺（重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理【再掲】	P24-⑤,25-D	P26,37,41,42,48 49,55	P73,83

●河川氾濫の防止【再掲】	P24-⑦,25-B	P32,37,42	P76,80
●残土及び災害廃棄物処理に係る用地の確保【再掲】	P24-⑤	P32,37,43,48,56	P74
●救命講習の啓発	P23-③,25-C	P37	P71,83
●支援受入れ体制の整備	P23-①	P38,39,46,50,55 58	P63
●災害時における医療派遣体制の連携強化	P23-③	P38,45	P72

【2-3】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●避難所・避難場所の整備【再掲】	P23-①,25-D	P30,38	P63,85
●指定福祉避難所の指定促進	P23-①	P3	P63
●し尿処理の対策	P23-③	P39,55	P71
●災害廃棄物処理の対策	P23-②,25-B	P39,47,60	P68,81
●健康管理体制の整備	P23-③,25-B	P39,44	P71,81

【2-4】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止（重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●支援受入れ体制の整備【再掲】	P23-①	P38,39,46,50,55 58	P63
●関係機関、関連企業との協力体制構築及び協定締結	P23-①,24-A	P40,52,53	P64,79
●給配水施設の整備・給水体制の確立	P23-②,25-D	P40,54	P69,86
●救援ポイントの整備	P23-②	P40,44,48	P68
●備蓄食料等の確保・管理	P24-⑤,25-B	P40,41,50	P74,81
●道路啓開計画の運用	P24-⑤	P40,41,49,55,56 57	P74

【2-5】想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理【再掲】	P24-⑤,25-D	P26,37,41,42,48 49,55	P73,83

●道路啓開計画の運用【再掲】	P24-⑤	P40,41,49,55,56 57	P74
●備蓄食料等の確保・管理【再掲】	P24-⑤,25-B	P40,41,50	P74,81
●帰宅困難者の対策	P23-②	P42	P69

【2-6】多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生（重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理【再掲】	P24-⑤,25-D	P26,37,41,42,48 49,55	P73,83
●河川氾濫の防止【再掲】	P24-⑦,25-B	P32,37,42	P76,80
●急傾斜地等の崩壊及び被害等発生防止策【再掲】	P24-⑦	P34,42	P77
●港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理【再掲】	P24-⑥,25-D	P29,42,48	P75,85
●残土及び災害廃棄物処理に係る用地の確保【再掲】	P24-⑤	P32,37,43,48,56	P74
●地域防災力の向上【再掲】	P23-②,24-A 25-C	P30,33,35, 43,59	P67,78,82
●孤立集落対策	P23-②,24-A	P43	P68,78
●地域との連絡体制・連絡手段	P23-②,24-A	P43,51	P69,79
●情報ネットワークの整備	P24-④	P44,51	P72,81
●救援ポイントの整備【再掲】	P23-②	P40,44,48	P68
●先端技術の活用	P25-E	P44,52	P86

【2-7】大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●健康管理体制の整備【再掲】	P23-③,25-B	P39,44	P71,81
●迅速な消毒の対応計画の整備	P23-③	P45	P71
●災害時における医療派遣体制の連携強化【再掲】	P23-③	P38,45	P72
●災害時における医療体制整備・強化	P23-③	P45	P72

### (3) 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 【3-1】 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 (重点項目)

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオ ごとの推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●災害対策本部の機能確保	P23-①	P45	P64
●防災拠点の整備【再掲】	P25-①,27-D	P30,46	P62,85
●業務継続計画（BCP）の改訂	P25-①	P46	P64
●職員の防災意識向上	P23-①,25-C	P46	P64,83
●施設（市が管理する建物）の 維持管理	P23-①,25-D	P46	P64,86
●支援受入れ体制の整備 【再掲】	P23-①	P38,39,46,50,55 58	P63
●ICTを活用した情報バリアフ リーの推進【再掲】	P24-④	P28,34,36,47	P72
●迅速な被害認定調査	P23-①	P47,58	P65

### (4) 経済活動を機能不全に陥らせない

#### 【4-1】 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う 有害物質等の大規模拡散・流出

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオ ごとの推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●民間企業のBCP策定の推進	P24-④	P47,52,53,57	P73
●海上・湾内・港湾への油の流 出対応	P23-②	P47	P69
●災害廃棄物処理の対策【再掲】	P23-②,25-B	P39,47,60	P68,81

#### 【4-2】 基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への 甚大な影響 (重点項目)

強化する必要がある項目	施策分野ごとの 評価結果	リスクシナリオ ごとの推進方針	施策分野ごとの 推進方針
●橋梁・道路・トンネル等の改 修及び維持管理【再掲】	P24-⑤,25-D	P26,37,41,42,48 49,55	P73,83
●港湾・漁港施設等の改修・ 耐震化及び維持管理【再掲】	P24-⑥,25-D	P29,42,48	P75,85
●残土及び災害廃棄物処理に 係る用地の確保【再掲】	P24-⑤	P32,37,43,48,56	P74

●救援ポイントの整備【再掲】	P23-②	P40,44,48	P68
●主要道路・港湾・漁港の強化【再掲】	P24-⑦,25-B	P31,49,54,56	P77,80
●道路啓開計画の運用【再掲】	P24-⑤	P40,41,49,55,56 57	P74
●地域公共交通の維持	P24-⑤	P49,57	P74

【4-3】食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理【再掲】	P24-⑤,25-D	P26,37,41,42,48 49,55	P73,83
●支援受入れ体制の整備【再掲】	P23-①	P38,39,46,50,55 58	P63
●備蓄食料等の確保・管理【再掲】	P24-⑤,25-B	P40,41,50	P74,81

【4-4】農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●農地の保全	P24-⑥	P50	P75
●森林の保全【再掲】	P24-⑥	P34,51	P75

**(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

【5-1】テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

**(重点項目)**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●地域との連絡体制・連絡手段【再掲】	P23-②,24-A	P43,51	P69,79
●防災拠点運用体制の構築	P23-①	P51,53,56	P65
●情報ネットワークの整備【再掲】	P24-④	P44,51	P72,81
●ケーブル、防災情報伝達システム等による迅速・正確な情報伝達	P24-④	P52	P73
●先端技術の活用【再掲】	P25-E	P44,52	P86

【5-2】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止（重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●関係機関、関連企業との協力体制構築及び協定締結【再掲】	P23-①,24-A	P40,52,53	P64,79
●民間企業のBCP策定の推進【再掲】	P24-④	P47,52,53,57	P73
●防災拠点運用体制の構築【再掲】	P23-①	P51,53,56	P65
●非常用電源の確保	P24-④	P53	P72

【5-3】石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●関係機関、関連企業との協力体制構築及び協定締結【再掲】	P23-①,24-A	P40,52,53	P64,79
●民間企業のBCP策定の推進【再掲】	P24-④	P47,52,53,57	P73

【5-4】上下水道施設等に係る長期間にわたる機能停止（重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●上水道施設の維持管理の適正化【再掲】	P22-②,25-D	P26,53	P66,84
●下水道施設の維持管理の適正化【再掲】	P23-②,25-D	P27,54	P66,84
●給配水施設の整備・給水体制の確立【再掲】	P23-②,25-D	P40,54	P69,86
●主要道路・港湾・漁港の強化【再掲】	P24-⑦,25-B	P31,49,54,56	P77,80
●道路啓開計画の運用【再掲】	P24-⑤	P40,41,49,55,56 57	P74
●排水施設等の整備・維持管理【再掲】	P23-②,25-D	P32,55	P67,84
●し尿処理の対策【再掲】	P23-③	P39,55	P70
●支援受入れ体制の整備【再掲】	P23-①	P38,39,46,50,55 58	P63

【5-5】 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響 **(重点項目)**

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理【再掲】	P24-⑤,25-D	P26,37,41,42,48 49,55	P73,83
●主要道路・港湾・漁港の強化【再掲】	P24-⑦,25-B	P31,49,54,56	P77,80
●残土及び災害廃棄物処理に係る用地の確保【再掲】	P24-⑤	P32,37,43,48,56	P74
●道路啓開計画の運用【再掲】	P24-⑤	P40,41,49,55,56 57	P74
●防災拠点運用体制の構築【再掲】	P23-①	P51,53,56	P65
●地域公共交通の維持【再掲】	P24-⑤	P49,57	P74

**(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

【6-1】 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●復旧・復興に係る事前対応	P23-①,24-A	P57	P65,79
●道路啓開計画の運用【再掲】	P24-⑤	P40,41,49,55,56 57	P74
●民間企業のBCP策定の推進【再掲】	P24-④	P47,52,53,57	P73

【6-2】 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●民間企業との協力体制	P23-②,24-A	P58,	P69,77
●支援受入れ体制の整備【再掲】	P23-①	P38,39,46,50,55 58	P63
●復旧・復興を担う人材の確保	P23-①	P58	P65
●防災への女性参画	P25-C	P58	P83
●迅速な被害認定調査【再掲】	P23-①	P47,58	P65

●産学官連携によるプラットフォームの活用	P25-E	P59	P86
----------------------	-------	-----	-----

【6-3】地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態（重点項目）

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●地域コミュニティの強化	P23-②,25-B	P59	P70,82
●地域防災力の向上【再掲】	P23-②,24-A 25-C	P30,33,35, 43,59	P67,78,82

【6-4】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●他の自治体との連携強化	P23-①	P60	P65
●災害廃棄物処理の対策【再掲】	P23-②,25-B	P39,47,60	P68,81

【6-5】事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●仮設住宅の確保	P23-②,24-A	P60	P70,79

【6-6】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

強化する必要がある項目	施策分野ごとの評価結果	リスクシナリオごとの推進方針	施策分野ごとの推進方針
●災害復旧時の埋蔵文化財発掘調査への対応	P23-②	P60	P70
●文化財の保護	P23-②	P61	P70

## 6 施策分野ごとの評価結果（推進すべき事項）

### （1）個別施策分野

①行政機能／警察・消防等	
●人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成	●消防機能の強化
●防災拠点の整備	●消防職員・消防団員の応援要請
●消防団・ボランティアとの連携・協力体制	●関係機関との連携強化
●支援受入れ体制の整備	●避難所・避難場所の整備
●指定福祉避難所の指定促進	●関係機関・関連企業との協力体制構築及び協定締結
●業務継続計画（BCP）の改訂	●職員の防災意識向上
●施設（市が管理する建物）の維持管理	●災害対策本部の機能確保
●迅速な被害認定調査	●防災拠点運用体制の構築
●復旧・復興に係る事前対応	●復旧・復興を担う人材の確保
●他の自治体との連携強化	

②住宅・都市／環境／地域	
●建物の耐震化	●家具の転倒防止
●老朽危険空家等対策	●上水道施設の維持管理の適正化
●下水道施設の維持管理の適正化	●地域における避難体制の確立
●住宅密集地における大規模火災の防止	●地域防災力の向上
●孤立集落対策	●津波避難施設の整備
●避難路等の整備	●排水施設等の整備・維持管理
●災害廃棄物処理の対策	●救援ポイントの整備
●給配水施設の整備・給水体制の確立	●帰宅困難者の対策
●地域との連絡体制・連絡手段	●海上・湾内・港湾への油の流出対応
●民間企業との協力体制	●地域コミュニティの強化
●仮設住宅の確保	●災害復旧時の埋蔵文化財発掘調査への対応
●文化財の保護	

③保健医療／福祉	
●要支援者の避難支援	●救命講習の啓発
●し尿処理の対策	●健康管理体制の整備
●迅速な消毒の対応計画の整備	●災害時における医療派遣体制の連携強化
●災害時における医療体制整備・強化	

#### ④情報通信／産業構造／エネルギー

●ICTを活用した情報バリアフリーの推進	●情報ネットワークの整備
●民間企業のBCP策定の推進	●ケーブル、防災情報伝達システム等による迅速・正確な情報伝達
●非常用電源の確保	

#### ⑤交通・物流

●橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理	●残土及び災害廃棄物処理に係る用地の確保
●備蓄食料等の確保・管理	●道路啓開計画の運用
●地域公共交通の維持	

#### ⑥農林水産

●港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理	●ため池等の維持管理
●ため池の災害未然防止対策	●森林の保全
●農地の保全	

#### ⑦国土保全

●津波ハザードマップ等の作成によるリスクの周知	●洪水ハザードマップ等の作成によるリスクの周知
●ため池ハザードマップの作成によるリスクの周知	●土砂災害ハザードマップの作成によるリスクの周知
●河川氾濫の防止	●災害危険予想地域等の状況確認
●急傾斜地等の崩壊及び被害等発生防止策	●主要道路・港湾・漁港の強化

### (2) 横断的分野

#### A リスクコミュニケーション（情報の共有、訓練・啓発等）

●家具の転倒防止	●地域防災力の向上
●孤立集落対策	●消防団・ボランティアとの連携・協力体制
●関係機関・関連企業との協力体制及び協定締結	●地域との連絡体制・連絡手段
●地域との連絡体制・連絡手段	●民間企業との協力体制
●復旧・復興に係る事前対応	●仮設住宅の確保

## B 地域の生活機能の維持・地域の活性化

●住宅密集地における大規模火災の防止	●避難路等の整備
●要支援者の避難支援	●河川氾濫の防止
●主要道路・港湾・漁港の強化	●健康管理体制の整備
●災害廃棄物処理の対策	●備蓄食料等の確保・管理
●ネットワークの整備	●地域コミュニティの強化

## C 防災教育・人材育成

●防災教育の推進	●地域防災力の向上
●救命講習の啓発	●職員の防災意識向上
●防災への女性参画	

## D 老朽化対策

●建物の耐震化	●橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理
●老朽危険空家等対策	●上水道施設の維持管理の適正化
●下水道施設の維持管理の適正化	●消防機能の強化
●防災拠点の整備	●避難所・避難場所の整備
●港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理	●排水施設等の整備・維持管理
●給配水施設の整備・給水体制の確立	●施設（市が管理する建物）の維持管理

## E デジタル活用

●デジタルを活用した防災啓発	●先端技術の活用
●産学官連携によるプラットフォームの活用	

## 第3章 強靱化の推進方針

### 1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針

#### (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

##### 《リスクシナリオ》

- |   |
|---|
| 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 (※重点項目) |
|---|

##### 【強靱化の施策】

##### ■ 建物の耐震化《都市建築課》

住宅・建築物の倒壊は、居住者が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

##### ■ 橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理《建設課、耕地林業課》

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊等による通行不能を防ぐため、狭あい道路の改修等も推進する。

また、将来にわたり安全・安心な道路ネットワークを確保するため、橋梁、トンネル、道路舗装などの損傷状況を調査し、健全性が著しく低下する前の適切な時期に対策を実施する予防保全型の維持管理に移行する。

なお、維持管理コストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある地域づくりを実現するため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の補修などを実施する。

##### ■ 老朽危険空家等対策《都市建築課》

現在、空き家は、昭和56年以前に建てられた耐震性のない木造住宅が多く、密集地における火災時の延焼や倒壊による危険性を考慮し、所有者調査を行うとともに、空き家の除去等の適正管理を促進する。

##### ■ 上水道施設の維持管理の適正化《上下水道課》

本市の上水道施設については、地震、災害、渇水に強い水道施設の確立を目指し、第一水系、第二水系の耐震改修工事を平成22年度から平成26年度に

かけて実施し、機械、電気、計装類の設備について、順次継続的に改修している。

今後は、計画的、効率的な管理による施設の長寿命化を推進するため、老朽化（40年経過）した配水管等の布設替えについて、年次計画を策定し、順次更新を行うとともに、近年の異常気象による渇水などにより地下水源の枯渇が生じているため、安定的に水を供給するための新たな水源整備も実施する。

#### ■ 下水道施設の維持管理の適正化《上下水道課》

本市の下水道整備状況は、令和5年度末において、整備率80.0%、水洗化率81.9%となっており、面整備については、ほぼ事業が完了している状況である。雨水処理計画については、平成22年度に新開排水機場の調整池の拡大とポンプ施設の増設を行い、平成26年度に整備状況の見直しを行った。しかしながら、近年、本市においても宅地造成等に伴い、内水による浸水の危険性が高まっているため、内水浸水想定区域図を作成し水害リスクの現状把握を行うことにより、雨水処理対策を実施する。

今後は、下水道整備区域内について、引き続き水洗化の普及促進を図るとともに、区域外については、汚水処理施設の効率的な早期整備を推進する。

併せて、令和元年度に作成したストックマネジメント計画に基づき、長寿命化、耐震化、及び耐津波対策工事を継続して実施し、計画的で効率的な管理による下水道施設の長寿命化を推進する。

#### ■ 地域における避難体制の確立 《総務課、企画情報課》

防災・減災には、正確な情報を速やかに伝達する手段が必要であり、それを確実に避難行動等につなげる受け手側の意識が求められる。

本市では、屋外拡声器や告知端末、ケーブルテレビのL字放送により、防災情報の伝達・受信システムの適切な管理やこれらの行政施設だけに頼らず、ラジオや携帯電話の活用などにより、自ら情報を収集する必要性についての広報に努めるとともに、地区避難計画を策定し、自助・共助の防災意識に基づく避難警戒体制の確立を推進する。

#### ■ 家具の転倒防止《総務課》

地震による家具転倒は、ケガや避難の遅れ等、住民の命を左右する事態を招きかねない。そのような危険を事前に回避するために、自治会等での防災講話や防災訓練時に「地震による家具の転倒防止・安全な配置」について、普及啓発を図る。

■ 防災教育の推進 《総務課、学校教育課、消防本部》

本市は、消防署・消防団・防災士等と連携して、地区や学校への防災講話、避難訓練の指導等の取組を進める。なかでも、地域の防災啓発や避難訓練には、地域防災のリーダーとして養成された防災士の役割が重要になる。全地区において防災士を養成し、定期的なスキルアップ研修により、地域防災力の向上を推進する。

■ デジタルを活用した防災啓発《総務課》

自主防災組織や学校における防災訓練など地域での防災教育を強化するためにVR 技術を用いた防災啓発映像の活用や、スマートフォンを利用した防災アプリによる情報の提供など、デジタルの活用を推進する。

■ ICTを活用した情報バリアフリーの推進《総務課、社会福祉課》

高齢者や障がい者でも情報通信の利用がスムーズに行えるよう、手軽に利用可能なコミュニケーションツールの活用を促進する。

また、安否確認システムにより、高齢者などの日常生活の不安の軽減を図り、緊急時には迅速に対応できるよう緊急通報システムの普及を促進する。

《リスクシナリオ》

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災による多数の死傷者の発生 (※重点項目)
--

【強靱化の施策】

■ 住宅密集地における大規模火災の防止《都市建築課、消防本部》

住宅火災の延焼を防ぐために、空き地等による火災防火帯の空間づくりを促進する。また、避難場所や帰宅困難者等の一時退避施設となる都市公園の計画的な整備・更新・補修を行うとともに、老朽住宅の建替えを促進し、安全・安心な住環境の形成を図る。

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。消防職員においては消火活動や救急救命の技術向上及び資格取得を推進し、消防団においては火災予防の広報や放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

■ 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成《消防本部》

大規模火災時には、消防職員のみならず、消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築する。

## ■ 消防機能の強化<<消防本部>>

大規模な火災の発生に備え、消防施設（庁舎・分署・消防機庫等）の耐震化を含む整備・維持管理、耐震性貯水槽及び消火栓等の設置、通信指令システムの強化、資機材・備品の購入、車両の更新、消防職員・消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能を強化する。

また、住宅用火災警報器の設置については、全戸設置に向け未設置世帯の訪問をはじめ、消防参画イベントや火災予防週間においても設置の啓発をするとともに、維持管理についても広く周知を図る。

## <<リスクシナリオ>>

### 1-3 広域にわたる大規模地震津波による多数の死傷者の発生（※重点項目）

#### 【強靱化の施策】

## ■ 津波避難施設の整備<<総務課>>

大津波発生時には緊急避難を要するため、津波から生命を守ることのできる緊急避難場所の新たな指定や緊急避難施設（津波避難ビル）など、避難しやすい環境整備を推進する。

## ■ 港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理 <<水産・地域産業課>>

港湾・漁港施設等について、老朽化を抑制するための港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の整備や施設の改良・耐震化工事及び維持管理により、長寿命化を推進する。

なお、港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の改良や耐震化工事に関しては、県と連携を図り推進する。

## ■ 避難路等の整備<<保険年金課、建設課、耕地林業課>>

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるよう、市道・農道・林道及び生活道路として利用されている里道等に対する補修工事や改修工事、補修資機材購入の補助などの整備・維持管理を行い、避難経路の確保対策を推進する。

また、事業者による高齢者施設等の耐震化整備や大規模改修、非常用自家発電設備の整備や避難用エレベーターの設置など、防災・減災対策を推進する施設及び設備の整備等については、国・県の助成制度等を活用し、防災体制の強化を図る。

■避難所・避難場所の整備«総務課、商工観光課、子育て推進課、人権推進課、教育総務課»

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他施設について、耐震化や空調設備などの改修・補修工事に努め、バリアフリーやユニバーサルデザインなども意識した環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

また、避難場所の環境整備についても整備・維持管理を図り、避難しやすい体制づくりを推進する。

とりわけ、学校施設や社会体育施設の多くが災害時に避難所や避難場所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの洋式化や空調設備の整備など避難所、避難場所としての防災機能の強化を図る。

■防災拠点の整備«総務課、地域総務一課、地域総務二課、教育総務課、消防本部»

大規模災害発生時、防災拠点となる高田庁舎や災害対策本部として庁舎の代替となる中央公民館、消防本部、また、災害対応を含む市の行政業務を維持するための施設である真玉庁舎や香々地庁舎についても改修や整備・維持管理を推進する。

■津波ハザードマップ等の作成によるリスクの周知«総務課»

南海トラフ地震や周防灘断層地震など、市内でも津波による被害が想定されているため、住民等に津波浸水区域や避難ビル等を周知することにより避難意識の高揚を図るとともに、安全かつ迅速に避難を行うための「津波ハザードマップ」を作成し配布する。

■地域防災力の向上«総務課、学校教育課»

災害対応には地区や自主防災会の防災力が必要になる。自主防災会の結成を推進するとともに、市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるよう、防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める。

災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要支援者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進する。

また、各幼稚園・小中学校は避難訓練やハザードマップを通じて、地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性の認識や避難行動などを訓練し、児童・生徒への教育を推進する。

■【1-1再掲】防災教育の推進《総務課、学校教育課、消防本部》

本市は、消防署・消防団・防災士等と連携して、地区や学校への防災講話、避難訓練の指導等の取組を進める。

なかでも、地域の防災啓発や避難訓練には、地域防災のリーダーとして養成された防災士の役割が重要になる。全地区において防災士を養成し、定期的なスキルアップ研修により、地域防災力の向上を推進する。

■【1-1再掲】デジタルを活用した防災啓発《総務課》

自主防災組織や学校における防災訓練など地域での防災教育を強化するためにVR 技術を用いた防災啓発映像の活用や、スマートフォンを利用した防災アプリによる情報の提供など、デジタルの活用を推進する。

■要支援者の避難支援《総務課、社会福祉課、商工観光課》

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要支援者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要支援者の名簿を地区に提供するとともに、個別避難計画の作成を推進する。

また、外国人（技能実習生、観光客等）への避難誘導案内として、多言語防災アプリ等を活用した避難誘導を推進する。

《リスクシナリオ》

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
--

【強靱化の施策】

■主要道路・港湾・漁港の強化《建設課、水産・地域産業課》

道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化を促進する。

また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。

■河川氾濫の防止«総務課、耕地林業課、建設課»

河川の氾濫による浸水被害を防ぐため、ため池・ダム貯水量の事前減水、土のう等資機材の配備、河川の維持管理や改修工事、河床掘削や流下障害要因の除去を推進する。

■排水施設等の整備・維持管理«耕地林業課»

大規模地震発生による被害や台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、ため池、排水路・排水ポンプなどの排水施設の維持管理・耐震化、ダム・ため池等の農業用水利施設の補修・改修工事を推進する。

■ため池等の維持管理«耕地林業課»

損壊により、下流域等にある人家に被害を与える可能性があるため池やダムについては、耐震化等の災害対策を図るとともに、維持管理に努める。地震発生時等においては、関係機関との連携により、亀裂等被害箇所の確認や補修・復旧を迅速に行える体制を確保する。

なお、ため池等の耐震化等の災害対策に関しては、県と連携を図り、早期実現に向け推進する。

■ため池の災害未然防止対策«総務課»

近年の災害の状況を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性を勘案し、台風や大雨予想時には、災害未然防止協定に基づき、ダムやため池の貯水量を事前に減水して、河川へ流れ込む雨水の量を最小限に留める、災害の未然防止対策に取り組む。

■残土及び災害廃棄物処理に係る用地の確保«建設課、環境課»

河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかる道路改良工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ、倒壊家屋に伴う道路啓開等による緊急対応に備え、残土及び災害廃棄物処理に係る処理用地の検討・確保を図る。

■洪水ハザードマップ等の作成によるリスクの周知«総務課»

迅速な避難を促すため、中小河川の洪水浸水想定区域図を掲載した「洪水ハザードマップ」を作成し配布する。

また、高潮ハザードマップ等も随時作成し配布を行い、市民の防災意識の向上に努める。

配布後は、避難警戒体制の確保を図る地区避難計画の作成等にも活用し、それに基づいた避難訓練の実施も推進する。

- **ため池ハザードマップの作成によるリスクの周知**《耕地林業課》

大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池、ダム等について、地域の安全・安心の確保を図るため、「ため池ハザードマップ」を作成し防災対策に活用する。

また、被害時には関係機関と連携して被害箇所の補修・復旧を迅速に行う。
- **【1-1再掲】地域における避難体制の確立**《総務課、企画情報課》

防災・減災には、正確な情報を速やかに伝達する手段が必要であり、それを確実に避難行動等につなげる受け手側の意識が求められる。

本市では、屋外拡声器や告知端末、ケーブルテレビのL字放送により、防災情報の伝達・受信システムの適切な管理やこれらの行政施設だけに頼らず、ラジオや携帯電話の活用などにより、自ら情報を収集する必要性についての広報に努めるとともに、地区避難計画を策定し、自助・共助の防災意識に基づく避難警戒体制の確立を推進する。
- **【1-3再掲】地域防災力の向上**《総務課、学校教育課》

災害対応には地区や自主防災会の防災力が必要になる。自主防災会の結成を推進するとともに、市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるよう、防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める。

災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要支援者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進する。

また、各幼稚園・小中学校は避難訓練やハザードマップを通じて、地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性の認識や避難行動などを訓練し、児童・生徒への教育を推進する。
- **【1-1再掲】防災教育の推進**《総務課、学校教育課、消防本部》

本市は、消防署・消防団・防災士等と連携して、地区や学校への防災講話、避難訓練の指導等の取組を進める。

なかでも、地域の防災啓発や避難訓練には、地域防災のリーダーとして養成された防災士の役割が重要になる。全地区において防災士を養成し、定期的なスキルアップ研修により、地域防災力の向上を推進する。
- **【1-1再掲】デジタルを活用した防災啓発**《総務課》

自主防災組織や学校における防災訓練など地域での防災教育を強化するた

めにVR 技術を用いた防災啓発映像の活用や、スマートフォンを利用した防災アプリによる情報の提供など、デジタルの活用を推進する。

- 【1-1再掲】ICTを活用した情報バリアフリーの推進《総務課、社会福祉課》  
高齢者や障がい者でも情報通信の利用がスムーズに行えるよう、手軽に利用可能なコミュニケーションツールの活用を促進する。  
また、安否確認システムにより、高齢者などの日常生活の不安の軽減を図り、緊急時には迅速に対応できるよう緊急通報システムの普及を促進する。
- 【1-3再掲】要支援者の避難支援 《総務課、社会福祉課、商工観光課》  
大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要支援者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要支援者の名簿を地区に提供するとともに、個別避難計画の作成を推進する。  
また、外国人（技能実習生、観光客等）への避難誘導案内として、多言語防災アプリ等を活用した避難誘導を推進する。

#### 《リスクシナリオ》

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生（※重点項目）
--

#### 【強靱化の施策】

- 災害危険予想地域等の状況確認《総務課》  
風水害や土砂災害などによる被害が想定される地域・箇所について、現地調査を行い、関係機関と情報を共有するとともに、住民への情報提供を行うことで警戒避難体制を再確認するなど今後の対応に活用する。
- 急傾斜地等の崩壊及び被害等発生防止策《建設課、都市建築課》  
土砂災害による孤立集落の発生防止、家屋被害発生防止のため、急傾斜地等の法面等の補強や崩壊防止策や危険住宅の移転等の支援を推進する。
- 森林の保全《耕地林業課》  
荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を計画的に行い、水源涵養機能のある災害に強い森林づくりの環境を整え、維持管理を推進する。  
また、治山に関する水路等の修繕・工事も推進する。

■ 土砂災害ハザードマップの作成によるリスクの周知《総務課》

土砂災害の恐れのある地域においては、ハード対策事業を行っているが、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行なう必要があるため、土砂災害ハザードマップ等の作成により危険性や早期避難の啓発をする。

■ 【1-1再掲】地域における避難体制の確立《総務課、企画情報課》

防災・減災には、正確な情報を速やかに伝達する手段が必要であり、それを確実に避難行動等につなげる受け手側の意識が求められる。

本市では、屋外拡声器や告知端末、ケーブルテレビのL字放送により、防災情報の伝達・受信システムの適切な管理やこれらの行政施設だけに頼らず、ラジオや携帯電話の活用などにより、自ら情報を収集する必要性についての広報に努めるとともに、地区避難計画を策定し、自助・共助の防災意識に基づく避難警戒体制の確立を推進する。

■ 【1-3再掲】地域防災力の向上《総務課、学校教育課》

災害対応には地区や自主防災会の防災力が必要になる。自主防災会の結成を推進するとともに、市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるよう、防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める。

災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要支援者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進する。

また、各幼稚園・小中学校は避難訓練やハザードマップを通じて、地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性の認識や避難行動などを訓練し、児童・生徒への教育を推進する。

■ 【1-1再掲】防災教育の推進《総務課、学校教育課、消防本部》

本市は、消防署・消防団・防災士等と連携して、地区や学校への防災講話、避難訓練の指導等の取組を進める。

なかでも、地域の防災啓発や避難訓練には、地域防災のリーダーとして養成された防災士の役割が重要になる。全地区において防災士を養成し、定期的なスキルアップ研修により、地域防災力の向上を推進する。

■ 【1-1再掲】デジタルを活用した防災啓発《総務課》

自主防災組織や学校における防災訓練など地域での防災教育を強化するためにVR 技術を用いた防災啓発映像の活用や、スマートフォンを利用した防災

アプリによる情報の提供など、デジタルの活用を推進する。

- 【1-1再掲】ICTを活用した情報バリアフリーの推進《総務課・社会福祉課》  
高齢者や障がい者でも情報通信の利用がスムーズに行えるよう、手軽に利用可能なコミュニケーションツールの活用を促進する。  
また、安否確認システムにより、高齢者などの日常生活の不安の軽減を図り、緊急時には迅速に対応できるよう緊急通報システムの普及を促進する。
- 【1-3再掲】要支援者の避難支援《総務課、社会福祉課、商工観光課》  
大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要支援者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要支援者の名簿を地区に提供するとともに、個別避難計画の作成を推進する。  
また、外国人（技能実習生、観光客等）への避難誘導案内として、多言語防災アプリ等を活用した避難誘導を推進する。

## （２）救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 《リスクシナリオ》

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足（※重点項目）

#### 【強靱化の施策】

- 消防団・ボランティアとの連携・協力体制《総務課、社会福祉課、消防本部》  
大規模災害では、被害が同時多発し、自衛隊や消防などの人員不足が発生し、救助・救援活動にも支障が生じるおそれがある。地域の中で対応力の向上が求められる中、地元消防団や地区との連携を強化し、自助・共助を基本とする地域防災活動を推進する。  
また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設及び運営を可能とする連絡体制の構築を推進する。
- 関係機関との連携強化《総務課》  
関係機関と効果的に連携するため、大規模災害を想定した豊後高田市災害対策本部の設置運営訓練をはじめとする総合防災訓練を行う。  
また、連絡系統の整備や関係機関との連携状況を確認する訓練に取り組み、災害対応力の強化を図る。

■ 消防職員・消防団員の応援要請「消防本部」

大規模災害では、消防職員・消防団員が不足する事態も見込まれる。そういった状況にあっては、「県下常備消防相互応援協定」に基づき、県等に応援要請を行うとともに、支援人員の円滑な受入体制を確保し、災害に対応する。

「リスクシナリオ」

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺（※重点項目）
--

【強靱化の施策】

■ 【1-1再掲】 橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理「建設課」

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊等による通行不能を防ぐため、狭あい道路の改修等も推進する。

また、将来にわたり安全・安心な道路ネットワークを確保するため、橋梁、トンネル、道路舗装などの損傷状況を調査し、健全性が著しく低下する前の適切な時期に対策を実施する予防保全型の維持管理に移行する。

なお、維持管理コストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある地域づくりを実現するため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の補修などを実施する。

■ 【1-4再掲】 河川氾濫の防止「総務課、耕地林業課、建設課」

河川の氾濫による浸水被害を防ぐため、ため池・ダム貯水量の事前減水、土のう等資機材の配備、河川の維持管理や改修工事、河床掘削や流下障害要因の除去を推進する。

■ 【1-4再掲】 残土及び災害廃棄物処理に係る用地の確保「建設課、環境課」

河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかる道路改良工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ、倒壊家屋に伴う道路啓開等による緊急対応に備え、残土及び災害廃棄物処理に係る処理用地の検討・確保を図る。

■ 救命講習の啓発「消防本部」

被害の同時多発、孤立の発生など、大規模災害時は救護・医療についても機能低下をきたすおそれがある。それぞれの災害現場において、住民等自ら

が適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習等）を推進する。

■ 支援受入れ体制の整備《総務課、社会福祉課》

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」や「県下常備消防相互応援協定」、社会福祉協議会（ボランティアセンター）を活用し、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

■ 災害時における医療派遣体制の連携強化《総務課、健康推進課》

災害発生時における災害時派遣医療チーム(DMAT) については、定期的な訓練の実施と実際の被災地への支援活動による実績を積んでいる。しかし、対応能力を大幅に超過した医療的需要の発生も想定されるため、今後は災害時の支援要請をスムーズに行うため、関係機関との更なる連携の強化に努める。

《リスクシナリオ》

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
---

【強靱化の施策】

■ 【1-3再掲】避難所・避難場所の整備《総務課、地域総務一課、地域総務二課、商工観光課、子育て推進課、人権推進課、教育総務課、消防本部》

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他施設について、耐震化や空調設備などの改修・補修工事に努め、バリアフリーやユニバーサルデザインなども意識した環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

また、避難場所の環境整備についても整備・維持管理を図り、避難しやすい体制づくりを推進する。

とりわけ、学校施設や社会体育施設の多くが災害時に避難所や避難場所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの洋式化や空調設備の整備など避難所、避難場所としての防災機能の強化を図る。

■ 指定福祉避難所の指定促進《社会福祉課》

災害時において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等の要支援者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられ、安心して生活できる体制を整

備した指定福祉避難所の指定促進を図る。また、福祉避難所に適する福祉施設のない小学校区については、小学校や公民館等の一室を福祉避難スペースとして指定するとともに、運営や支援の在り方について、官民が連携して検討する。

■し尿処理の対策《総務課、環境課》

合併処理浄化槽等の整備、し尿処理施設の維持管理を重視し、衛生面の強化を推進し、マンホールトイレ・簡易トイレの整備や生活用水として井戸水の活用についても推進する。

また、施設機能の停止時に必要となる簡易トイレ等物資の備蓄に関しては、備蓄計画に基づき必要量を備蓄倉庫に配備する。

■災害廃棄物処理の対策《総務課、環境課》

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、「豊後高田市災害廃棄物処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にも繋がるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や車両・施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

■健康管理体制の整備《健康推進課》

避難所は、体力が低下した避難者が数多く集まる環境になるため、集団感染やエコノミー症候群等が懸念される。避難者の健康管理については、県や医師会等と連携した実施体制を構築する。

また、平時から衛生管理や環境整備に対する情報提供を行うとともに、インフルエンザなど定期的予防接種等の実施により、感染拡大の防止に努める。

なお、避難所での感染症等発生時の対策については、国や県の方針に沿い、適切に実施する。

《リスクシナリオ》

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止（※重点項目）
---

【強靱化の施策】

■【2-2再掲】支援受入れ体制の整備《総務課、社会福祉課、商工観光課》

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」や

「県下常備消防相互応援協定」、社会福祉協議会（ボランティアセンター）を活用し、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

■ 関係機関、関連企業との協力体制構築及び協定締結《総務課》

食料や飲料水、応援人員や資機材、ライフラインなどの災害時に不足するおそれのあるものを確保するための対策や地震・風水害等により発生する倒木の除去などの対応について、関係機関・関係団体・一般企業等との協力体制構築及び協定の締結を推進する。

■ 給配水施設の整備・給水体制の確立《上下水道課》

水道施設の耐震化や装置の更新、老朽化した水道管の交換、普段からの漏水調査などを行い、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合に井戸水を活用するなどの応急対応体制を整える。

■ 救援ポイントの整備《総務課》

孤立する集落の住民や負傷者等の救助・救出、支援物資の投下などについて、関係機関の連携が求められる。

また、集落に救援ポイント（ヘリポート・空き地・港等）を設定し、県や自衛隊などの関係機関と情報共有を行い、有事の対応に備える。

■ 備蓄食料等の確保・管理《総務課》

本市が備蓄している食料・飲料水については、賞味期限切れの発生前に補充を購入手し、必要量を常に備蓄している。備蓄の管理に関しては高田・真玉・香々地の3庁舎に集中備蓄し、開設した避難所に必要量を配送することを基本とするが、災害時に道路が寸断され集落が孤立することも想定されるので、中山間地等での分散備蓄も検討する。

また、災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生することがないように、締結先の拡大に努める。

■ 道路啓開計画の運用《総務課、建設課》

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の啓開状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。

#### 《リスクシナリオ》

### 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

#### 【強靱化の施策】

#### ■ 【1-1再掲】 橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理《建設課、耕地林業課》

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊等による通行不能を防ぐため、狭あい道路の改修等も推進する。

また、将来にわたり安全・安心な道路ネットワークを確保するため、橋梁、トンネル、道路舗装などの損傷状況を調査し、健全性が著しく低下する前の適切な時期に対策を実施する予防保全型の維持管理に移行する。

なお、維持管理コストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある地域づくりを実現するため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の補修などを実施する。

#### ■ 【2-4再掲】 道路啓開計画の運用《総務課、建設課》

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の啓開状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。

#### ■ 【2-4再掲】 備蓄食料等の確保・管理《総務課》

本市が備蓄している食料・飲料水については、賞味期限切れの発生前に補充を購入し、必要量を常に備蓄している。備蓄の管理に関しては高田・真玉・香々地の3庁舎に集中備蓄し、開設した避難所に必要量を配送することを基本とするが、災害時に道路が寸断され集落が孤立することも想定されるので、中山間地等での分散備蓄も検討する。

また、災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生することがないように、締結先の拡大に努める。

## ■ 帰宅困難者の対策《総務課》

交通機能停止等により自力で帰宅できない帰宅困難者を支援するため、県が締結している「災害時における被災者の支援に関する協定」に基づき受入れ体制を整備するとともに、県と連携し帰宅困難者対策に関するポスターの掲示やチラシの配布等の啓発活動を実施する。

## 《リスクシナリオ》

### 2-6 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

#### 【強靱化の施策】

## ■ 【1-1再掲】 橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理《建設課、耕地林業課》

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊等による通行不能を防ぐため、狭あい道路の改修等も推進する。

また、将来にわたり安全・安心な道路ネットワークを確保するため、橋梁、トンネル、道路舗装などの損傷状況を調査し、健全性が著しく低下する前の適切な時期に対策を実施する予防保全型の維持管理に移行する。

なお、維持管理コストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある地域づくりを実現するため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の補修などを実施する。

## ■ 【1-4再掲】 河川氾濫の防止《総務課、耕地林業課、建設課》

河川の氾濫による浸水被害を防ぐため、ため池・ダム貯水量の事前減水、土のう等資機材の配備、河川の維持管理や改修工事、河床掘削や流下阻害要因の除去を推進する。

## ■ 【1-5再掲】 急傾斜地等の崩壊及び被害等発生防止策《建設課、都市建築課》

土砂災害による孤立集落の発生防止、家屋被害発生防止のため、急傾斜地等の法面等の補強や崩壊防止策や危険住宅の移転等の支援を推進する。

## ■ 【1-3再掲】 港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理《水産・地域産業課》

港湾・漁港施設等について、老朽化を抑制するための港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の整備や施設の改良・耐震化工事及び維持管理により、

長寿命化を推進する。

なお、港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の改良や耐震化工事に関しては、県と連携を図り推進する。

■【1-4再掲】残土及び災害廃棄物処理に係る用地の確保《建設課、環境課》

河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかる道路改良工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ、倒壊家屋に伴う道路啓開等による緊急対応に備え、残土及び災害廃棄物処理に係る処理用地の検討・確保を図る。

■【1-3再掲】地域防災力の向上《総務課、学校教育課》

災害対応には地区や自主防災会の防災力が必要になる。自主防災会の結成を推進するとともに、市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるように、防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める。

災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要支援者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進する。

また、各幼稚園・小中学校は避難訓練やハザードマップを通じて、地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性の認識や避難行動などを訓練し、児童・生徒への教育を推進する。

■孤立集落対策《総務課》

災害発生時に孤立する可能性がある集落に対して、市民が自らの力で身の安全を確保し、地域で対応できる体制を整えるため、防災教育、孤立発生時の対応方法などの防災訓練を実施する。

また、地域の危険箇所や要支援者、避難経路などを地域住民が把握し、地域の防災マニュアルを作成することにより防災力の向上を図る。

■地域との連絡体制・連絡手段《総務課》

災害発生時における地区や避難場所等との連絡体制については、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるように連絡体制の整備を推進する。

また、市の主要施設及び避難所との連絡手段が断線等により不通になった場合にIP無線機の配備を行い、市民向けには無線による連絡手段の確保についても検討する。

■情報ネットワークの整備<<総務課、企画情報課>>

情報ネットワークの強化・安定化を図るため、既にケーブルネットワークセンター及び中継サブセンター間は2重化された伝送ルートとなっているが、それらの設備を適切に維持管理する。

警報や避難等の情報伝達において、屋外拡声器は有効であるため、保守点検委託により適切な運用管理を行う。

また、屋外拡声器は市の親局からのほか、緊急時に自治会長からの放送が可能であり、効果的でもあるため、地区内放送（グループ告知放送）の周知や利用団体の募集を行う。

さらに、最悪の事態となった場合には、NTT等の民間のWi-Fi等の通信網が解放されるため、それらの活用も検討する。

■【2-4再掲】救援ポイントの整備<<総務課>>

孤立する集落の住民や負傷者等の救助・救出、支援物資の投下などについて、関係機関の連携が求められる。

また、救援ポイント（ヘリポート・空き地・港等）を設定し、県や自衛隊などの関係機関と情報共有を行い、有事の対応に備える。

■先端技術の活用<<総務課>>

災害時に迅速かつ的確な救助・救援、孤立集落対策などを行うために、大分県や関係機関と連携するとともに、ドローンなどのデジタル技術による発災直後の情報収集や公共インフラ施設の点検等、先端技術の積極的な活用を図る。

また、ドローンなどの実践的な訓練を行い、孤立した避難場所からの救助・救援要請に対応できる体制の充実を図る。

<<リスクシナリオ>>

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
--

【強靱化の施策】

■【2-3再掲】健康管理体制の整備<<健康推進課>>

避難所は、体力が低下した避難者が数多く集まる環境になるため、集団感染やエコノミー症候群等が懸念される。避難者の健康管理については、県や医師会等と連携した実施体制を構築する。

また、平時から衛生管理や環境整備に対する情報提供を行うとともに、インフルエンザなど定期的予防接種等の実施により、感染拡大の防止に努め

る。

なお、避難所での感染症等発生時の対策については、国や県の方針に沿って、適切に実施する。

■ 迅速な消毒の対応計画の整備「環境課」

大規模災害時における被災地域の衛生管理は重要な課題であり、平常時において消毒作業に係る連携体制等を構築する必要がある。今後、想定以上の大規模浸水により、行政だけでは物理的対応が困難な場合、速やかに業者や他の機関と連携して消毒作業に取り組むとともに、対応計画の整備も検討する。

■ 【2-2再掲】災害時における医療派遣体制の連携強化「総務課、健康推進課」

災害発生時における災害時派遣医療チーム(DMAT)については、定期的な訓練の実施と実際の被災地への支援活動による実績を積んでいる。しかし、対応能力を大幅に超過した医療的需要の発生も想定されるため、今後は災害時の支援要請をスムーズに行うため、関係機関との更なる連携の強化に努める。

■ 災害時における医療体制整備・強化「健康推進課」

被災地の保健医療福祉調整本部や保健所等のマネジメントを支援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣に係る体制整備・強化を県、関係機関と連携して行う。

### (3) 必要不可欠な行政機能は確保する

「リスクシナリオ」

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 (※重点項目)

【強靱化の施策】

■ 災害対策本部の機能確保「総務課、教育総務課」

大規模災害に備え、市の災害対策本部を設置する高田庁舎の機能確保が必要となるため、施設の維持管理や職員の連絡体制を確保する。

また、被災状況によっては庁舎機能の確保が難しい可能性もあるため、災害対策本部の代替施設となる中央公民館の機能強化を図る。

■【1-3再掲】防災拠点の整備«総務課、地域総務一課、地域総務二課、教育総務課、消防本部»

大規模災害発生時、防災拠点となる高田庁舎や災害対策本部として庁舎の代替となる中央公民館、また、災害対応を含む市の行政業務を維持するための施設である真玉庁舎や香々地庁舎についても改修や整備・維持管理を推進する。

■業務継続計画（BCP）の改訂«総務課»

大規模災害時に限られた人やモノを効率的に活用し、業務を遂行するため、平成31年3月に「豊後高田市業務継続計画」を策定した。今後も行政組織等の変更等に伴い、継続的な見直し・改善を実施するとともに、優先的に取り組むべき通常業務を特定・明示し、その他の業務継続に必要な職員の確保を図る。

■職員の防災意識向上«総務課»

大規模災害時は多くの問題が同時発生し、迅速な対応が求められる。そのため、各部で業務分担し、組織全体で災害対応にあたることや事前の準備が重要である。

また、平常時から庁内における避難訓練や防災研修の実施など、職員の防災に対する意識向上を図る。

■施設（市が管理する建物）の維持管理«総務課、地域総務一課、地域総務二課、教育総務課、消防本部»

市が管理する施設（高田・真玉・香々地庁舎、消防署及び分署、消防機庫、公民館、体育館、その他施設等）は、災害対応を含む市の行政業務を継続するための重要な施設である。行政機能を保持するため、施設の維持管理に努めるとともに、災害対策本部やその代替施設、避難施設としての活用が見込まれる施設などについては、補修・改修・建替え等による環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

■【2-2再掲】支援受入れ体制の整備«総務課、社会福祉課、商工観光課»

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」や「県下常備消防相互応援協定」、社会福祉協議会（ボランティアセンター）を活用し、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

- 【1-1再掲】ICTを活用した情報バリアフリーの推進「総務課、社会福祉課」  
高齢者や障がい者でも情報通信の利用がスムーズに行えるよう、手軽に利用可能なコミュニケーションツールの活用を促進する。  
また、安否確認システムにより、高齢者などの日常生活の不安の軽減を図り、緊急時には迅速に対応できるよう緊急通報システムの普及を促進する。
- 迅速な被害認定調査「税務課」  
被災者台帳システムを通じて、迅速な被害認定調査結果の集約や罹災証明書交付などを行い、さらに、実践的な研修を取り入れることで、被災者支援業務を迅速に対応できる体制づくりを推進する。

#### (4) 経済活動を機能不全に陥らせない

##### 「リスクシナリオ」

4-1 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
---

##### 【強靱化の施策】

- 民間企業のBCP策定の推進「総務課、商工観光課」  
大規模災害が事業に及ぼす影響を事前に想定し、事業継続や迅速な復旧ができるよう、民間企業のBCP策定の重要性周知および策定支援を県、商工団体等と連携して実施する。
- 海上・湾内・港湾への油の流出対応「環境課、水産・地域産業課」  
海への油流出は、火災発生や海洋汚染等、災害時の対応や復興活動に大きく影響する。万一、災害により海上・湾内・港湾に油が流出した場合、県や漁協などの関係機関と連携し、被害の拡大防止や復旧活動が可能となる体制を構築する。  
また、工場や事業所に対して、排出基準の順守を徹底させ、必要に応じて公害防止協定等を締結し、環境への負荷の低減を促進する。
- 【2-3再掲】災害廃棄物処理の対策「総務課、環境課」  
大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、「豊後高田市災害廃棄物処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にも繋がるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や車両・施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

#### 《リスクシナリオ》

### 4-2 基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（※重点項目）

#### 【強靱化の施策】

- 【1-1再掲】 橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理《建設課、耕地林業課》

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊等による通行不能を防ぐため、狭あい道路の改修等も推進する。

また、将来にわたり安全・安心な道路ネットワークを確保するため、橋梁、トンネル、道路舗装などの損傷状況を調査し、健全性が著しく低下する前の適切な時期に対策を実施する予防保全型の維持管理に移行する。

なお、維持管理コストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある地域づくりを実現するため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の補修などを実施する。

- 【1-3再掲】 港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理《水産・地域産業課》

港湾・漁港施設等について、老朽化を抑制するための港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の整備や施設の改良・耐震化工事及び維持管理により、長寿命化を推進する。

なお、港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の改良や耐震化工事に関しては、県と連携を図り推進する。

- 【1-4再掲】 残土及び災害廃棄物処理に係る用地の確保《建設課、環境課》

河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかる道路改良工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ、倒壊家屋に伴う道路啓開等による緊急対応に備え、残土及び災害廃棄物処理に係る処理用地の検討・確保を図る。

- 【2-4再掲】 救援ポイントの整備《総務課》

孤立する集落の住民や負傷者等の救助・救出、支援物資の投下などについて、関係機関の連携が求められる。

また、救援ポイント（ヘリポート・空き地・港等）を設定し、県や自衛隊などの関係機関と情報共有を行い、有事の対応に備える。

- 【1-4再掲】主要道路・港湾・漁港の強化《建設課、水産・地域産業課》  
道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化を促進する。  
また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。
  
- 【2-4再掲】道路啓開計画の運用《総務課、建設課》  
大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。  
道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の啓開状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。
  
- 地域公共交通の維持《地域活力創造課》  
少子高齢化・人口減少社会が進展し、集落機能の維持が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、集落同士をネットワークで結び、集落の内外で人が行き交い、助け合い、個々の機能を分担・補完し合う「ネットワーク・コミュニティ」を実現する必要がある。このため、地域公共交通の確保・維持や道路整備等を推進する。  
また、災害時には安全な交通手段を確保するため、道路管理者、交通事業者と連携し地域公共交通の維持に努める。

#### 《リスクシナリオ》

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
---------------------------------------

#### 【強靱化の施策】

- 【1-1再掲】橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理《建設課》  
災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊等による通行不能を防ぐため、狭あい道路の改修等も推進する。

また、将来にわたり安全・安心な道路ネットワークを確保するため、橋梁、トンネル、道路舗装などの損傷状況を調査し、健全性が著しく低下する前の適切な時期に対策を実施する予防保全型の維持管理に移行する。

なお、維持管理コストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある地域づくりを実現するため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の補修などを実施する。

■【2-2再掲】支援受入れ体制の整備«総務課、社会福祉課、商工観光課»

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」や「県下常備消防相互応援協定」、社会福祉協議会（ボランティアセンター）を活用し、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

■【2-4再掲】備蓄食料等の確保・管理«総務課»

本市が備蓄している食料・飲料水については、賞味期限切れの発生前に補充を購入し、必要量を常に備蓄している。備蓄の管理に関しては高田・真玉・香々地の3庁舎に集中備蓄し、開設した避難所に必要量を配送することを基本とするが、災害時に道路が寸断され集落が孤立することも想定されるので、中山間地等での分散備蓄も検討する。

また、災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生することがないように、締結先の拡大に努める。

«リスクシナリオ»

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【強靱化の施策】

■農地の保全«耕地林業課、農業地域支援室»

農地災害は農業収入や食料自給に影響が大きく、農業用施設・用水路等の補修や維持管理に努めて、土砂の流入等による被害の拡大を防ぐ。

また、農地や農作物を有害鳥獣から守る、捕獲や柵の設置等補助も行い、農地の保全を推進する。

■【1-5再掲】森林の保全«耕地林業課»

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を計画的に行い、水源涵養機能のある災害に強い森林づくりの環境を整え、維持管理を推進する。

また、治山に関する水路等の修繕・工事も推進する。

**(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

«リスクシナリオ»

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【強靱化の施策】

■【2-6再掲】地域との連絡体制・連絡手段«総務課»

災害発生時における地区や避難場所等との連絡体制については、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるように連絡体制の整備を推進する。

また、市の主要施設及び避難所との連絡手段が断線等により不通になった場合にIP無線機の配備を行い、市民向けには無線による連絡手段の確保についても検討する。

■防災拠点運用体制の構築«総務課»

大規模災害時、災害対応の拠点となるのは高田庁舎と消防本部になる。

また、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧活動に参集する機関や団体が集結する防災拠点の確保も急務になる。

本市では、高田庁舎及び消防本部を関係機関が集結する場所である防災拠点として事前に位置付けるとともに、機関ごとのゾーン割りや訓練による連携確認等、早期対応に向けた体制整備を推進する。

■【2-6再掲】情報ネットワークの整備«総務課、企画情報課»

情報ネットワークの強化・安定化を図るため、既にケーブルネットワークセンター及び中継サブセンター間は2重化された伝送ルートとなっているが、それらの設備を適切に維持管理する。

警報や避難等の情報伝達において、屋外拡声器は有効であるため、保守点検委託により適切な運用管理を行う。

また、屋外拡声器は市の親局からのほか、緊急時に自治会長からの放送が可能であり、効果的でもあるため、地区内放送（グループ告知放送）の周知や利用団体の募集を行う。

さらに、最悪の事態となった場合には、NTT等の民間のWi-Fi等の通信網が解放されるため、それらの活用も検討する。

■ ケーブル、防災情報伝達システム等による迅速・正確な情報伝達《総務課、企画情報課》

防災強化のため、南海トラフ地震などの大規模災害時を想定し、市内全域を網羅しているケーブルネットワーク（告知端末を使った屋外拡声器を含む防災情報の配信やケーブルテレビのL字放送等）への防災情報伝達システム等を活用した避難所情報や避難勧告等の迅速かつ正確な情報発信の強化を図る。

さらに、「携帯電話を活用したSNS等のインターネットからの情報を自ら収集する必要性について」の広報に努める。

■ 【2-6再掲】先端技術の活用《総務課》

災害時に迅速かつ的確な救助・救援、孤立集落対策などを行うために、大分県や関係機関と連携するとともに、ドローンなどのデジタル技術による発災直後の情報収集や公共インフラ施設の点検等、先端技術の積極的な活用を図る。また、ドローンなどの実践的な訓練を行い、孤立した避難場所からの救助・救援要請に対応できる体制の充実を図る。

《リスクシナリオ》

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止（※重点項目）

【強靱化の施策】

■ 【2-4再掲】関係機関、関連企業との協力体制構築及び協定締結《総務課》

食料や飲料水、応援人員や資機材、ライフラインなどの災害時に不足するおそれのあるものを確保するための対策や地震・風水害等により発生する倒木の除去などの対応について、関係機関・関係団体・一般企業等との協力体制構築及び協定の締結を推進する。

■ 【4-1再掲】民間企業のBCP策定の推進《総務課・商工観光課》

大規模災害が事業に及ぼす影響を事前に想定し、事業継続や迅速な復旧ができるよう、民間企業のBCP策定の重要性周知および策定支援を県、商工

団体等と連携して実施する。

■【5-1再掲】防災拠点運用体制の構築«総務課»

大規模災害時、災害対応の拠点となるのは高田庁舎と消防本部になる。

また、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧活動に参集する機関や団体が集結する防災拠点の確保も急務になる。

本市では、高田庁舎及び消防本部を関係機関が集結する場所である防災拠点として事前に位置付けるとともに、機関ごとのゾーン割りや訓練による連携確認等、早期対応に向けた体制整備を推進する。

■非常用電源の確保«総務課»

電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。

«リスクシナリオ»

5-3 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

【強靱化の施策】

■【2-4再掲】関係機関、関連企業との協力体制構築及び協定締結«総務課»

食料や飲料水、応援人員や資機材、ライフラインなどの災害時に不足するおそれのあるものを確保するための対策や地震・風水害等により発生する倒木の除去などの対応について、関係機関・関係団体・一般企業等との協力体制構築及び協定の締結を推進する。

■【4-1再掲】民間企業のBCP策定の推進«総務課・商工観光課»

大規模災害が事業に及ぼす影響を事前に想定し、事業継続や迅速な復旧ができるよう、民間企業のBCP策定の重要性周知および策定支援を県、商工団体等と連携して実施する。

«リスクシナリオ»

5-4 上下水道施設等に係る長期間にわたる機能停止

【強靱化の施策】

■【1-1再掲】上水道施設の維持管理の適正化«上下水道課»

本市の上水道施設については、地震、災害、渇水に強い水道施設の確立を

目指し、第一水系、第二水系の耐震改修工事を平成22年度から平成26年度にかけて実施し、機械、電気、計装類の設備について、順次継続的に改修している。

今後は、計画的、効率的な管理による施設の長寿命化を推進するため、老朽化（40年経過）した配水管等の布設替えについて、年次計画を策定し、順次更新を行うとともに、近年の異常気象による渇水などにより地下水源の枯渇が生じているため、安定的に水を供給するための新たな水源整備も実施する。

■【1-1再掲】下水道施設の維持管理の適正化«上下水道課»

本市の下水道整備状況は、令和5年度末において、整備率80.0%、水洗化率81.9%となっており、面整備については、ほぼ事業が完了している状況である。

雨水処理計画については、平成22年度に新開排水機場の調整池の拡大とポンプ施設の増設を行い、平成26年度に整備状況の見直しを行った。しかしながら、近年、本市においても宅地造成等に伴い、内水による浸水の危険性が高まっているため、内水浸水想定区域図を作成し水害リスクの現状把握を行うことにより、雨水処理対策を実施する。

今後は、下水道整備区域内について、引き続き水洗化の普及促進を図るとともに、区域外については、汚水処理施設の効率的な早期整備を推進する。

併せて、令和元年度に作成したストックマネジメント計画に基づき、長寿命化、耐震化、及び耐津波対策工事を継続して実施し、計画的で効率的な管理による下水道施設の長寿命化を推進する。

■【2-4再掲】給配水施設の整備・給水体制の確立«上下水道課»

水道施設の耐震化や装置の更新、老朽化した水道管の交換、普段からの漏水調査などを行い、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合に井戸水を活用するなどの応急対応体制を整える。

■【1-4再掲】主要道路・港湾・漁港の強化«建設課、水産・地域産業課»

道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化を促進する。

また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活

動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。

■【2-4再掲】道路啓開計画の運用«総務課、建設課»

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の啓開状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。

■【1-4再掲】排水施設等の整備・維持管理«耕地林業課»

大規模地震発生による被害や台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、ため池、排水路・排水ポンプなどの排水施設の維持管理・耐震化、ダム・ため池等の農業用水利施設の補修・改修工事を推進する。

■【2-3再掲】し尿処理の対策«総務課、環境課»

合併処理浄化槽等の整備、し尿処理施設の維持管理を重視し、衛生面の強化を推進し、マンホールトイレ・簡易トイレの整備や生活用水として井戸水の活用についても推進する。

また、施設機能の停止時に必要となる簡易トイレ等物資の備蓄に関しては、備蓄計画に基づき必要量を備蓄倉庫に配備する。

■【2-2再掲】支援助入れ体制の整備«総務課、社会福祉課、商工観光課»

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」や「県下常備消防相互応援協定」、社会福祉協議会（ボランティアセンター）を活用し、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

«リスクシナリオ»

5-5 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響（※重点項目）
---

【強靱化の施策】

■【1-1再掲】橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理«建設課»

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進め

るとともに、住宅の倒壊等による通行不能を防ぐため、狭あい道路の改修等も推進する。

また、将来にわたり安全・安心な道路ネットワークを確保するため、橋梁、トンネル、道路舗装などの損傷状況を調査し、健全性が著しく低下する前の適切な時期に対策を実施する予防保全型の維持管理に移行する。

なお、維持管理コストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある地域づくりを実現するため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の補修などを実施する。

■【1-4再掲】主要道路・港湾・漁港の強化《建設課、水産・地域産業課》

道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化を促進する。

また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。

■【1-4再掲】残土及び災害廃棄物処理に係る用地の確保《建設課、環境課》

河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかる道路改良工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ、倒壊家屋に伴う道路啓開等による緊急対応に備え、残土及び災害廃棄物処理に係る処理用地の検討・確保を図る。

■【2-4再掲】道路啓開計画の運用《総務課、建設課》

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の啓開状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。

■【5-1再掲】防災拠点運用体制の構築《総務課》

大規模災害時、災害対応の拠点となるのは高田庁舎と消防本部になる。

また、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧活動に参集する機関や団体が集結する防災拠点の確保も急務になる。

本市では、高田庁舎及び消防本部を関係機関が集結する場所である防災拠点として事前に位置付けるとともに、機関ごとのゾーン割りや訓練による連携確認等、早期対応に向けた体制整備を推進する。

■【4-2再掲】地域公共交通の維持«地域活力創造課»

少子高齢化・人口減少社会が進展し、集落機能の維持が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、集落同士をネットワークで結び、集落の内外で人が行き交い、助け合い、個々の機能を分担・補完し合う「ネットワーク・コミュニティ」を実現する必要がある。このため、地域公共交通の確保・維持や道路整備等を推進する。

また、災害時には安全な交通手段を確保するため、道路管理者、交通事業者と連携し地域公共交通の維持に努める。

**(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

«リスクシナリオ»

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【強靱化の施策】

■ 復旧・復興に係る事前対応«総務課、税務課»

被災後、速やかな復旧・復興を行うため、特定非営利活動法人大分県防災活動支援センター等と連携し、知見の活用を図る。

また、道路・建物など被災前の航空写真の撮影、ならびに地番の境界確定資料なども早期の復旧・復興に貴重なデータとなるため、大規模災害時にも有効なシステムとして整備等を推進する。

■【2-4再掲】道路啓開計画の運用«総務課、建設課»

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の啓開状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。

■【4-1再掲】民間企業のBCP策定の推進«総務課、商工観光課»

大規模災害が事業に及ぼす影響を事前に想定し、事業継続や迅速な復旧ができるよう、民間企業のBCP策定の重要性周知および策定支援を県、商工団体等と連携して実施する。

## 《リスクシナリオ》

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興ができなくなる事態

### 【強靱化の施策】

- 民間企業との協力体制《総務課、建設課、都市建築課、耕地林業課》

大規模災害からの復旧・復興には、家屋の危険度判定や重機操作などの様々な分野に属する専門知識を有する者が必要となる。

道路復旧や被害調査など、不足する人やモノについても、応急対策活動や建設資機材リース等、支援協力に係る協定を民間企業とも結びながら、早期の復旧・復興に向けた体制づくりを強化する。
- 【2-2再掲】支援受入れ体制の整備《総務課、社会福祉課、商工観光課》

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」や「県下常備消防相互応援協定」、社会福祉協議会（ボランティアセンター）を活用し、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。
- 復旧・復興を担う人材の確保《総務課》

大規模な災害が発生した場合、本市の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、進捗が大幅に遅れる事態が生じる恐れがあることから、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」や姉妹都市等との「災害時における相互応援協定」等による広域応援体制を促進する。
- 防災への女性参画《総務課》

男女共同参画の観点から、防災・災害対応の場に女性の参画を促進するため、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。
- 【3-2再掲】迅速な被害認定調査《税務課》

被災者台帳システムを通じて、迅速な被害認定調査結果の集約や罹災証明書交付などを行い、さらに、実践的な研修を取り入れることで、被災者支援業務を迅速に対応できる体制づくりを推進する。

■産学官連携によるプラットフォームの活用《総務課》

産学官連携のもと、多種多様なデータを統合・分析するプラットフォームの活用を強化する。

《リスクシナリオ》

6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【強靱化の施策】

■地域コミュニティの強化《総務課、地域活力創造課》

地区住民の分散や孤立など、大規模災害発生時には地域でも様々な問題が生じるため、住民が生き延び、立ち直るには、地域コミュニティの結束力が重要になる。

そのため、自治委員や自主防災組織が中心となり、防災講話による啓発活動や避難訓練、避難所運営訓練の実施のほか、地域防災リーダーとしての防災士養成など、地域コミュニティの強化に取り組む。

併せて、高齢化が進展している集落等については、住民間のつながりを深める自治会等による活動を支援し、日頃からの地域内コミュニティ維持を図る。

■【1-3再掲】地域防災力の向上《総務課、学校教育課》

災害対応には地区や自主防災会の防災力が必要になる。自主防災会の結成を推進するとともに、市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるよう、防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める。

災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要支援者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進する。

また、各幼稚園・小中学校は避難訓練やハザードマップを通じて、地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性の認識や避難行動などを訓練し、児童・生徒への教育を推進する。

## 《リスクシナリオ》

### 6-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### 【強靱化の施策】

##### ■ 他の自治体との連携強化《総務課》

災害発生により、本市の処理能力を超える災害廃棄物、ガレキ等が大量に発生した場合、道路啓開活動が遅れ、早期の復旧・復興の妨げとなるおそれがある。万一に備え、他自治体とも広域的な連携が可能となるよう、災害廃棄物処理について推進体制の強化を図る。

##### ■ 【2-3再掲】災害廃棄物処理の対策《総務課、環境課》

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、「豊後高田市災害廃棄物処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にも繋がるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や車両・施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

## 《リスクシナリオ》

### 6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### 【強靱化の施策】

##### ■ 仮設住宅の確保《都市建築課》

被災後の生活を立て直すためにも、避難所から出て、仮設住宅等へ移る必要がある。そのために、仮設住宅用地の確保や仮設住宅の建設、又は市が管理する公営住宅の空き部屋等の利活用など、復興に向けた速やかな対応を図る。

## 《リスクシナリオ》

### 6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### 【強靱化の施策】

##### ■ 災害復旧時の埋蔵文化財発掘調査への対応《文化財室》

大規模自然災害発生後は、復旧・復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可

能性が高いため、必要な調査を迅速に行う体制の構築を図る。

■文化財の保護《文化財室》

災害予防のため、文化財及び文化財施設の安全管理を徹底し、施設の被災により、収蔵品等が破損する恐れのある場合、施設・設備の緊急点検や移動する収蔵品等の安全な施設の確保など、被災防止の措置を行う。

また、被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いため、記録保存やアーカイブ化の取組を進める。

## 2 施策分野ごとの推進方針

### (1) 個別施策分野

#### ①行政機能／警察・消防等

- 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成«消防本部»【1-2】

大規模火災時には、消防職員のみならず、消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築する。
- 消防機能の強化«消防本部»【1-2】

大規模な火災の発生に備え、消防施設（庁舎・分署・消防機庫等）の耐震化を含む整備・維持管理、耐震性貯水槽及び消火栓等の設置、通信指令システムの強化、資機材・備品の購入、車両の更新、消防職員・消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能を強化する。

また、住宅用火災警報器の設置については、全戸設置に向けた未設置世帯の訪問をはじめ、消防参画イベントや火災予防週間においても設置の啓発をするとともに、維持管理についても広く周知を図る。
- 防災拠点の整備«総務課、地域総務一課、地域総務二課、教育総務課、消防本部»【1-3、3-1】

大規模災害発生時、防災拠点となる高田庁舎や災害対策本部として庁舎の代替となる中央公民館、消防本部、また、災害対応を含む市の行政業務を維持するための施設である真玉庁舎や香々地庁舎についても改修や整備・維持管理を推進する。
- 消防職員・消防団員の応援要請«総務課、消防本部»【2-1】

大規模災害では、消防職員・消防団員が不足する事態も見込まれる。そういった状況にあっては、「県下常備消防相互応援協定」に基づき、県等に応援要請を行うとともに、支援人員の円滑な受入体制を確保し、災害に対応する。
- 消防団・ボランティアとの連携・協力体制«総務課、社会福祉課、消防本部»【2-1】

大規模災害では、被害が同時多発し、自衛隊や消防などの人員不足が発生

し、救助・救援活動にも支障が生じるおそれがある。地域の中で対応力の向上が求められる中、地元消防団や地区との連携を強化し、自助・共助を基本とする地域防災活動を推進する。

また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設及び運営を可能とする連絡体制の構築を推進する。

■ 関係機関との連携強化「総務課」【2-1】

関係機関と効果的に連携するため、大規模災害を想定した豊後高田市災害対策本部の設置運営訓練をはじめとする総合防災訓練を行う。

また、連絡系統の整備や関係機関との連携状況を確認する訓練に取り組み、災害対応力の強化を図る。

■ 支援受入れ体制の整備「総務課、社会福祉課」【2-2, 2-4, 3-1, 4-3, 5-4, 6-2】

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」や「県下常備消防相互応援協定」、社会福祉協議会（ボランティアセンター）を活用し、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。

■ 避難所・避難場所の整備「総務課、商工観光課、子育て推進課、人権推進課、教育総務課」【2-3】

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他施設について、耐震化や空調設備などの改修・補修工事に努め、バリアフリーやユニバーサルデザインなども意識した環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

また、避難場所の環境整備についても整備・維持管理を図り、避難しやすい体制づくりを推進する。

とりわけ、学校施設や社会体育施設の多くが災害時に避難所や避難場所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの洋式化や空調設備の整備など避難所、避難場所としての防災機能の強化を図る。

■ 指定福祉避難所の指定促進「社会福祉課」

災害時において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等の要支援者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられ、安心して生活できる体制を整備した指定福祉避難所の指定促進を図る。また、福祉避難所に適する福祉施設のない小学校区については、小学校や公民館等の一室を福祉避難スペース

として指定するとともに、運営や支援の在り方について、官民が連携して検討する。

■ 関係機関、関連企業との協力体制構築及び協定締結《総務課、建設課》

【2-4, 5-2, 5-3】

食料や飲料水、応援人員や資機材、ライフラインなどの災害時に不足するおそれのあるものを確保するための対策や地震・風水害等により発生する倒木の除去などの対応について、関係機関・関係団体・一般企業等との協力体制構築及び協定の締結を推進する。

■ 業務継続計画（BCP）の改訂《総務課》【3-1】

大規模災害時に限られた人やモノを効率的に活用し、業務を遂行するため、平成31年3月に「豊後高田市業務継続計画」を策定した。今後も行政組織等の変更等に伴い、継続的な見直し・改善を実施するとともに。優先的に取り組むべき通常業務を特定・明示し、その他の業務継続に必要な職員の確保を図る。

■ 職員の防災意識向上《総務課》【3-1】

大規模災害時は多くの問題が同時発生し、迅速な対応が求められる。そのため、各部署で業務分担し、組織全体で災害対応にあたる必要がある。

また、平常時から庁内における避難訓練や防災研修の実施など、職員の防災に対する意識向上を図る。

■ 施設（市が管理する建物）の維持管理《総務課、地域総務一課、地域総務二課、商工観光課、子育て推進課、人権推進課、教育総務課、消防本部》【3-1】

市が管理する施設（高田・真玉・香々地庁舎、消防署及び分署、消防機庫、公民館、体育館、その他施設等）は、災害対応を含む市の行政業務を継続するための重要な施設である。

行政機能を保持するため、施設の維持管理に努めるとともに、災害対策本部やその代替施設、避難施設としての活用が見込まれる施設などについては、補修・改修・建替え等による環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

■ 災害対策本部の機能確保《総務課》【3-1】

大規模災害に備え、市の災害対策本部を設置する高田庁舎の機能確保が必要となるため、施設の維持管理や職員の連絡体制を確保する。

また、被災状況によっては庁舎機能の確保が難しい可能性もあるため、災害対策本部の代替施設となる中央公民館の機能強化を図る。

■迅速な被害認定調査「税務課」【3-2, 6-2】

被災者台帳システムを通じて、迅速な被害認定調査結果の集約や罹災証明書交付などを行い、さらに、実践的な研修を取り入れることで、被災者支援業務を迅速に対応できる体制づくりを推進する。

■防災拠点運用体制の構築「総務課」【5-1, 5-2, 5-5】

大規模災害時、災害対応の拠点となるのは高田庁舎と消防本部になる。

また、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧活動に参集する機関や団体が集結する防災拠点の確保も急務になる。

本市では、高田庁舎及び消防本部を関係機関が集結する場所である防災拠点として事前に位置付けるとともに、機関ごとのゾーン割りや訓練による連携確認等、早期対応に向けた体制整備を推進する。

■復旧・復興に係る事前対応「総務課、税務課、耕地林業課」【6-1】

被災後、速やかな復旧・復興を行うため、特定非営利法人大分県防災活動支援センター等と連携し、知見の活用を図る。

また、道路・建物など被災前の航空写真の撮影、ならびに地番の境界確定資料なども早期の復旧・復興に貴重なデータとなるため、大規模災害時にも有効なシステムとして整備等を推進する。

■復旧・復興を担う人材の確保「総務課」【6-2】

大規模な災害が発生した場合、本市の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、進捗が大幅に遅れる事態が生じる恐れがあることから、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」や姉妹都市等との「災害時における相互応援協定」等による広域応援体制を促進する。

■他の自治体との連携強化「総務課」【6-4】

災害発生により、本市の処理能力を超える災害廃棄物、ガレキ等が大量に発生した場合、道路啓開活動が遅れ、早期の復旧・復興の妨げとなるおそれがある。万が一に備え、他自治体とも広域的な連携が可能となるよう、災害廃棄物処理について推進体制の強化を図る。

## ②住宅・都市／環境／地域

### ■建物の耐震化「都市建築課」【1-1】

住宅・建築物の倒壊は、居住者が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

### ■家具の転倒防止「総務課」【1-1】

地震による家具転倒は、ケガや避難の遅れ等、住民の命を左右する事態を招きかねない。そのような危険を事前に回避するために、自治会等での防災講話や防災訓練時に「地震による家具の転倒防止・安全な配置」について、普及啓発を図る。

### ■老朽危険空き家等対策「都市建築課」【1-1】

現在、空き家は、昭和56年以前に建てられた耐震性のない木造住宅が多く、密集地における火災時の延焼や倒壊による危険性を考慮し、所有者調査を行うとともに、空き家の除去等の適正管理を促進する。

### ■上水道施設の維持管理の適正化「上下水道課」【1-1, 5-4】

本市の上水道施設については、地震、災害、渇水に強い水道施設の確立を目指し、第一水系、第二水系の耐震改修工事を平成22年度から平成26年度にかけて実施し、機械、電気、計装類の設備について、順次継続的に改修している。

今後は、計画的、効率的な管理による施設の長寿命化を推進するため、老朽化（40年経過）した配水管等の布設替えについて、年次計画を策定し、順次更新を行うとともに、近年の異常気象による渇水などにより地下水源の枯渇が生じているため、安定的に水を供給するための新たな水源整備も実施する。

### ■下水道施設の維持管理の適正化「上下水道課」【1-1, 5-4】

本市の下水道整備状況は、令和5年度末において、整備率80.0%、水洗化率81.9%となっており、面整備については、ほぼ事業が完了している状況である。

雨水処理計画については、平成22年度に新開排水機場の調整池の拡大とポンプ施設の増設を行い、平成26年度に整備状況の見直しを行った。しかしながら、近年、本市においても宅地造成等に伴い、内水による浸水の危険性が

高まっているため、内水浸水想定区域図を作成し水害リスクの現状把握を行うことにより、雨水処理対策を実施する。

今後は、下水道整備区域内について、引き続き水洗化の普及促進を図るとともに、区域外については、汚水処理施設の効率的な早期整備を推進する。

併せて、令和元年度に作成したストックマネジメント計画に基づき、長寿命化、耐震化、及び耐津波対策工事を継続して実施し、計画的で効率的な管理による下水道施設の長寿命化を推進する。

■地域における避難体制の確立《総務課、企画情報課》【1-1, 1-4, 1-5】

防災・減災には、正確な情報を速やかに伝達する手段が必要であり、それを確実に避難行動等につなげる受け手側の意識が求められる。

本市では、屋外拡声器や告知端末、ケーブルテレビのL字放送により、防災情報の伝達・受信システムの適切な管理やこれらの行政施設だけに頼らず、ラジオや携帯電話の活用などにより、自ら情報を収集する必要性についての広報に努めるとともに、地区避難計画を策定し、自助・共助の防災意識に基づく避難警戒体制の確立を推進する。

■住宅密集地における大規模火災の防止《消防本部》【1-2】

住宅火災の延焼を防ぐために、空き地等による火災防火帯の空間づくりを促進する。

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。消防職員においては消火活動や救急救命の技術向上及び資格取得を推進し、消防団においては火災予防の広報や放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

■地域防災力の向上《総務課》【1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 2-6, 6-3】

災害対応には地区や自主防災会の防災力が必要になる。自主防災会の結成を推進するとともに、市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるよう、防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める。

災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要支援者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進する。

また、各幼稚園・小中学校は避難訓練やハザードマップを通じて、地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性の認識や避難行動などを訓練し、児童・生徒への教育を推進する。

■ 孤立集落対策「総務課」【2-6】

災害発生時に孤立する可能性がある集落に対して、市民が自らの力で身の安全を確保し、地域で対応できる体制を整えるため、防災教育、孤立発生時の対応方法などの防災訓練を実施する。

また、地域の危険箇所や要支援者、避難経路などを地域住民が把握し、地域の防災マニュアルを作成することにより防災力の向上を図る。

■ 津波避難施設の整備「総務課」【1-3】

大津波発生時には緊急避難を要するため、津波から生命を守ることでできる緊急避難場所の新たな指定や緊急避難施設（津波避難ビル）など、避難しやすい環境整備を推進する。

■ 避難路等の整備「保険年金課、建設課、耕地林業課」【1-3】

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるよう、市道・農道・林道及び生活道路として利用されている里道等に対する補修工事や改修工事、補修資機材購入の補助などの整備・維持管理を行い、避難経路の確保対策を推進する。

また、事業者による高齢者施設等の耐震化整備や大規模改修、非常用自家発電設備の整備や避難用エレベーターの設置など、防災・減災対策を推進する施設及び設備の整備等については、国・県の助成制度等を活用し、防災体制の強化を図る。

■ 排水施設等の整備・維持管理「耕地林業課」【1-4, 5-4】

大規模地震発生による被害や台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、ため池、排水路・排水ポンプなどの排水施設の維持管理・耐震化、ダム・ため池等の農業用水利施設の補修・改修工事を推進する。

■ 災害廃棄物処理の対策「総務課、環境課」【2-3, 4-1, 6-4】

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、「豊後高田市災害廃棄物処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にもつながるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や車両・施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

■ 救援ポイントの整備「総務課」【2-4, 2-6, 4-1】

孤立する集落の住民や負傷者等の救助・救出、支援物資の投下などについて、関係機関の連携が求められる。

また、救援ポイント（ヘリポート・空き地・港等）を設定し、県や自衛隊などの関係機関と情報共有を行い、有事の対応に備える。

■給配水施設の整備・給水体制の確立《上下水道課》【2-4, 5-4】

水道施設の耐震化や装置の更新、老朽化した水道管の交換、普段からの漏水調査などを行い、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合に井戸水を活用するなどの応急対応体制を整える。

■帰宅困難者の対策《総務課》【2-5】

交通機能停止等により自力で帰宅できない帰宅困難者を支援するため、県が締結している「災害時における被災者の支援に関する協定」に基づき受入れ体制を整備するとともに、県と連携し帰宅困難者対策に関するポスターの掲示やチラシの配布等の啓発活動を実施する。

■地域との連絡体制・連絡手段《総務課》【2-6,5-1】

災害発生時における地区や避難場所等との連絡体制については、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるように連絡体制の整備を推進する。

また、市の主要施設及び避難所との連絡手段が断線等により不通になった場合にIP無線機の配備を行い、市民向けには無線による連絡手段の確保についても検討する。

■海上・湾内・港湾への油の流出対応《商工観光課、環境課、水産・地域産業課》【4-1】

海への油流出は、火災発生や海洋汚染等、災害時の対応や復興活動に大きく影響する。万一、災害により海上・湾内・港湾に油が流出した場合、県や漁協などの関係機関と連携し、被害の拡大防止や復旧活動が可能となる体制を構築する。

また、工場や事業所に対して、排出基準の順守を徹底させ、必要に応じて公害防止協定等を締結し、環境への負荷の低減を促進する。

■民間企業との協力体制《総務課、建設課、都市建築課、耕地林業課》【6-2】

大規模災害からの復旧・復興には、家屋の危険度判定や重機操作などの様々な分野に属する専門知識を有する者が必要となる。

道路復旧や被害調査など、不足する人やモノについても、応急対策活動や

建設資機材リース等、支援協力に係る協定を民間企業とも結びながら、早期の復旧・復興に向けた体制づくりを強化する。

■地域コミュニティの強化《総務課、地域活力創造課》【6-3】

地区住民の分散や孤立など、大規模災害発生時には地域でも様々な問題が生じるため、住民が生き延び立ち直るには、地域コミュニティの結束力が重要になる。

そのため、自治委員や自主防災組織が中心となり、防災講話による啓発活動や避難訓練、避難所運営訓練の実施のほか、地域防災リーダーとしての防災士養成など、地域コミュニティの強化に取り組む。

併せて、高齢化が進展している集落等については、住民間のつながりを深める自治会等による活動を支援し、日頃からの地域内コミュニティ維持を図る。

■応急仮設住宅の確保《都市建築課》【6-5】

被災後の生活を立て直すためにも、避難所から出て、応急仮設住宅等へ移る必要がある。そのために、応急仮設住宅用地の確保や応急仮設住宅の建設、又は市が管理する公営住宅の空き部屋等の利活用など、復興に向けた速やかな対応を図る。

■災害復旧時の埋蔵文化財発掘調査への対応《文化財室》【6-6】

大規模自然災害発生後は、復旧・復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高いため、必要な調査を迅速に行う体制の構築を図る。

■文化財の保護《文化財室》【6-6】

災害予防のため、文化財及び文化財施設の安全管理を徹底し、施設の被災により、収蔵品等が破損する恐れのある場合、施設・設備の緊急点検や移動する収蔵品等の安全な施設の確保など、被災防止の措置を行う。

また、被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いため、記録保存やアーカイブ化の取組を進める。

### ③保健医療／福祉

#### ■要支援者の避難支援「総務課、社会福祉課、商工観光課」【1-3】

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要支援者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要支援者の名簿を地区に提供するとともに、個別避難計画の作成を推進する。

また、外国人（技能実習生、観光客等）への避難誘導案内として、多言語防災アプリ等を活用した避難誘導を推進する。

#### ■救命講習の啓発「消防本部」【2-2】

被害の同時多発、孤立の発生など、大規模災害時は救護・医療についても機能低下をきたすおそれがある。それぞれの災害現場において、住民等自らが適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習等）を推進する。

#### ■し尿処理の対策「総務課、上水道課、環境課」【2-3, 5-4】

合併処理浄化槽等の整備、し尿処理施設の維持管理を重視し、衛生面の強化を推進し、マンホールトイレ・簡易トイレの整備や生活用水として井戸水の活用についても推進する。

また、施設機能の停止時に必要となる簡易トイレ等物資の備蓄に関しては、備蓄計画に基づき必要量を備蓄倉庫に配備する。

#### ■健康管理体制の整備「健康推進課」【2-3, 2-7】

避難所は、体力が低下した避難者が数多く集まる環境になるため、集団感染やエコノミー症候群等が懸念される。避難者の健康管理については、県や医師会等と連携した実施体制を構築する。

また、平時から衛生管理や環境整備に対する情報提供を行うとともに、インフルエンザなど定期の予防接種等の実施により、感染拡大の防止に努める。

なお、避難所での感染症等発生時の対策については、国や県の方針に沿い、適切に実施する。

#### ■迅速な消毒の対応計画の整備【2-7】「環境課」

大規模災害時における被災地域の衛生管理は重要な課題であり、平常時において消毒作業に係る連携体制等を構築する必要がある。今後、想定以上の

大規模浸水により、行政だけでは物理的対応が困難な場合、速やかに業者や他の機関と連携して消毒作業に取り組むとともに、想定以上の大規模浸水に見舞われた際の迅速な対応計画の整備も検討する。

■災害時における医療派遣体制の連携強化《総務課、健康推進課》【2-2, 2-7】

災害発生時における災害時派遣医療チーム(DMAT)については、定期的な訓練の実施と実際の被災地への支援活動による実績を積んでいる。しかし、対応能力を大幅に超過した医療的需要の発生も想定されるため、今後は災害時の支援要請をスムーズに行うため、関係機関との更なる連携の強化に努める。

■災害時における医療体制整備・強化【2-7】《健康推進課》

被災地の保健医療福祉調整本部や保健所等のマネジメントを支援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣に係る体制整備・強化を県、関係機関と連携して行う。

#### ④情報通信／産業構造／エネルギー

■ICTを活用した情報バリアフリーの推進《総務課・社会福祉課》【1-1, 1-4, 1-5, 3-1】

高齢者や障がい者でも情報通信の利用がスムーズに行えるよう、手軽に利用可能なコミュニケーションツールの活用を促進する。

また、安否確認システムにより、高齢者などの日常生活の不安の軽減を図り、緊急時には迅速に対応できるよう緊急通報システムの普及を促進する。

■情報ネットワークの整備《総務課、企画情報課》【2-6, 5-1】

情報ネットワークの強化・安定化を図るため、既にケーブルネットワークセンター及び中継サブセンター間は2重化された伝送ルートとなっているが、それらの設備を適切に維持管理する。

警報や避難等の情報伝達において、屋外拡声器は有効であるため、保守点検委託により適切な運用管理を行う。

また、屋外拡声器は市の親局からのほか、緊急時に自治会長からの放送が可能であり、効果的でもあるため、地区内放送（グループ告知放送）の周知や利用団体の募集を行う。

さらに、最悪の事態となった場合には、NTT等の民間のWi-Fi等の通信網が解放されるため、それらの活用も検討する。

■ 民間企業のBCP策定の推進「総務課、商工観光課」【4-1,5-2,5-3,6-1】

大規模災害が事業に及ぼす影響を事前に想定し、事業継続や迅速な復旧ができるよう、民間企業のBCP策定の重要性周知および策定支援を県、商工団体等と連携して実施する。

■ ケーブル、防災情報伝達システム等による迅速・正確な情報伝達「総務課、企画情報課」【5-1】

防災強化のため、南海トラフ地震などの大規模災害時を想定し、市内全域を網羅しているケーブルネットワーク（告知端末を使った屋外拡声器を含む防災情報の配信やケーブルテレビのL字放送等）への防災情報伝達システム等を活用した避難所情報や避難勧告等の迅速かつ正確な情報発信の強化を図る。

さらに、「携帯電話を活用したSNS等のインターネットからの情報を自ら収集する必要性について」の広報に努める。

■ 非常用電源の確保【5-2】「総務課」

電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。

## ⑤ 交通・物流

■ 橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理「建設課、耕地林業課」【1-1, 2-2, 2-5, 2-6, 4-2, 4-3, 5-5】

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊等による通行不能を防ぐため、狭あい道路の改修等も推進する。

また、将来にわたり安全・安心な道路ネットワークを確保するため、橋梁、トンネル、道路舗装などの損傷状況を調査し、健全性が著しく低下する前の適切な時期に対策を実施する予防保全型の維持管理に移行する。

なお、維持管理コストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある地域づくりを実現するため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の補修などを実施する。

■残土及び災害廃棄物処理に係る用地の確保《建設課、環境課》【1-4, 2-2, 4-2, 5-5】

河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかる道路改良工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ、倒壊家屋に伴う道路啓開等による緊急対応に備え、残土及び災害廃棄物処理に係る処理用地の検討・確保を図る。

■備蓄食料等の確保・管理《総務課》【2-4, 2-5, 4-3】

本市が備蓄している食料・飲料水については、賞味期限切れの発生前に補充を購入し、必要量を常に備蓄している。備蓄の管理に関しては高田・真玉・香々地の3庁舎に集中備蓄し、開設した避難所に必要量を配送することを基本とするが、災害時に道路が寸断され集落が孤立することも想定されるので、中山間地等での分散備蓄も検討する。

また、災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生することがないように、締結先の拡大に努める。

■道路啓開計画の運用《総務課、建設課》【2-4, 2-5, 4-2, 5-4, 5-5, 6-1】

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、救助、物資輸送及び孤立集落の解消を可能にする体制を構築する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の啓開状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。

■地域公共交通の維持《地域活力創造課》【4-2, 5-5】

少子高齢化・人口減少社会が進展し、集落機能の維持が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、集落同士をネットワークで結び、集落の内外で人が行き交い、助け合い、個々の機能を分担・補完し合う「ネットワーク・コミュニティ」を実現する必要がある。このため、地域公共交通の確保・維持や道路整備等を推進する。

また、災害時には安全な交通手段を確保するため、道路管理者、交通事業者と連携し地域公共交通の維持に努める。

## ⑥農林水産

### ■港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理«水産・地域産業課»【1-3, 4-2】

港湾・漁港施設等について、老朽化を抑制するための港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の整備や施設の改良・耐震化工事及び維持管理により、長寿命化を推進する。

なお、港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の改良や耐震化工事に関しては、県と連携を図り推進する。

### ■ため池等の維持管理«耕地林業課»【1-4】

損壊により、下流域等にある人家に被害を与える可能性があるため池やダムについては、耐震化等の災害対策を図るとともに、維持管理に努める。

地震発生時等においては、関係機関との連携により、亀裂等被害箇所の確認や補修・復旧を迅速に行える体制を確保する。

なお、ため池等の耐震化等の災害対策に関しては、県と連携を図り、早期実現に向け推進する。

### ■ため池の災害未然防止対策«総務課»【1-4】

近年の災害の状況を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性を勘案し、台風や大雨予想時には、災害未然防止協定に基づき、ダムやため池の貯水量を事前に減水して、河川へ流れ込む雨水の量を最小限に留める、災害の未然防止対策に取り組む。

### ■森林の保全«耕地林業課»【1-5, 4-4】

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を計画的に行い、水源涵養機能のある災害に強い森林づくりの環境を整え、維持管理を推進する。

また、治山に関する水路等の修繕・工事も推進する。

### ■農地の保全«耕地林業課»【4-4】

農地災害は農業収入や食料自給に影響が大きく、農業用施設・用水路等の補修や維持管理に努めて、土砂の流入等による被害の拡大を防ぐ。

また、農地や農作物を有害鳥獣から守る、捕獲や柵の設置等補助も行い、農地の保全を推進する。

## ⑦国土保全

- 津波ハザードマップ等の作成によるリスクの周知«総務課»【1-3】

南海トラフ地震や周防灘断層地震など、市内でも津波による被害が想定されているため、住民等に津波浸水区域や避難ビル等を周知することにより避難意識の高揚を図るとともに、安全かつ迅速に避難を行うための「津波ハザードマップ」を作成し配布する。
- 洪水ハザードマップ等の作成によるリスクの周知«総務課»【1-4】

迅速な避難を促すため、中小河川の洪水浸水想定区域図を掲載した「洪水ハザードマップ」を作成し配布する。

また、高潮ハザードマップ等も随時作成し配布を行い、市民の防災意識の向上に努める。

配布後は、避難警戒体制の確保を図る地区避難計画の作成等にも活用し、それに基づいた避難訓練の実施も推進する。
- ため池ハザードマップの作成によるリスクの周知«耕地林業課»【1-4】

大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池、ダム等について、地域の安全・安心の確保を図るため、「ため池ハザードマップ」を作成し防災対策に活用する。また、被害時には関係機関と連携して被害箇所の補修・復旧を迅速に行う。
- 土砂災害ハザードマップの作成によるリスクの周知«総務課»【1-5】

土砂災害の恐れのある地域においては、ハード対策事業を行っているが、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行なう必要があるため、土砂災害ハザードマップ等の作成により危険性や早期避難の啓発をする。
- 河川氾濫の防止«総務課、耕地林業課、建設課»【1-4, 2-2】

河川の氾濫による浸水被害を防ぐため、ため池・ダムの貯水量の事前減水、土のう等資機材の配備、河川の維持管理や改修工事、河床掘削や流下障害要因の除去を推進する。
- 災害危険予想地域等の状況確認«総務課»【1-5】

風水害や土砂災害などによる被害が想定される地域・箇所について、現地調査を行い、関係機関と情報を共有するとともに、住民への情報提供を行う

ことで警戒避難体制を再確認するなど今後の対応に活用する。

■急傾斜地等の崩壊及び被害等発生防止策《建設課、都市建築課》【1-5, 2-6】

土砂災害による孤立集落の発生防止、家屋被害発生防止のため、急傾斜地等の法面等の補強や崩壊防止策や危険住宅の移転等の支援を推進する。

■主要道路・港湾・漁港の強化《建設課、水産・地域産業課》【4-2, 5-4, 5-5】

道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化を促進する。

また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。

## (2) 横断的分野

### A リスクコミュニケーション（情報の共有、訓練・啓発等）

#### ■家具の転倒防止«総務課»【1-1】

地震による家具転倒は、ケガや避難の遅れ等、住民の命を左右する事態を招きかねない。そのような危険を事前に回避するために、自治会等での防災講話や防災訓練時に「地震による家具の転倒防止・安全な配置」について、普及啓発を図る。

#### ■地域防災力の向上«総務課»【1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 2-6, 6-3】

災害対応には地区や自主防災会の防災力が必要になる。自主防災会の結成を推進するとともに、市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるように、防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める。

災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要支援者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進する。

また、各幼稚園・小中学校は避難訓練やハザードマップを通じて、地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性の認識や避難行動などを訓練し、児童・生徒への教育を推進する。

#### ■孤立集落対策«総務課»【2-6】

災害発生時に孤立する可能性がある集落に対して、市民が自らの力で身の安全を確保し、地域で対応できる体制を整えるため、防災教育、孤立発生時の対応方法などの防災訓練を実施する。

また、地域の危険箇所や要支援者、避難経路などを地域住民が把握し、地域の防災マニュアルを作成することにより防災力の向上を図る。

#### ■消防団・ボランティアとの連携・協力体制«総務課、社会福祉課、消防本部»【2-1】

大規模災害では、被害が同時多発し、自衛隊や消防などの人員不足が発生し、救助・救援活動にも支障が生じるおそれがある。地域の中で対応力の向上が求められる中、地元消防団や地区との連携を強化し、自助・共助を基本とする地域防災活動を推進する。

また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの

開設及び運営を可能とする連絡体制の構築を推進する。

■ 関係機関、関連企業との協力体制構築及び協定締結「総務課」【2-4, 5-2, 5-3】

食料や飲料水、応援人員や資機材、ライフラインなどの災害時に不足するおそれのあるものを確保するための対策や地震・風水害等により発生する倒木の除去などの対応について、関係機関・関係団体・一般企業等との協力体制構築及び協定の締結を推進する。

■ 地域との連絡体制・連絡手段「総務課」【2-6, 5-1】

災害発生時における地区や避難場所等との連絡体制については、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるように連絡体制の整備を推進する。また、市の主要施設及び避難所との連絡手段が断線等により不通になった場合にIP無線機の配備を行い、市民向けには無線による連絡手段の確保についても検討する。

■ 民間企業との協力体制「総務課、建設課、都市建築課、耕地林業課」【6-2】

大規模災害からの復旧・復興には、家屋の危険度判定や重機操作など、様々な分野に属する専門知識を有する者が必要となる。

道路復旧や被害調査など、不足する人やモノについても、応急対策活動や建設資機材リース等、支援協力に係る協定を民間企業とも結びながら、早期の復旧・復興に向けた体制づくりを強化する。

■ 復旧・復興に係る事前対応「総務課、税務課」【6-2】

被災後、速やかな復旧・復興を行うため、特定非営利法人大分県防災活動支援センター等と連携し、知見の活用を図る。

また、道路・建物など被災前の航空写真の撮影、ならびに地番の境界確定資料なども早期の復旧・復興に貴重なデータとなるため、大規模災害時にも有効なシステムとして整備等を推進する。

■ 仮設住宅の確保「都市建築課」【6-5】

被災後の生活を立て直すためにも、避難所から出て、仮設住宅等へ移る必要がある。そのために、仮設住宅用地の確保や仮設住宅の建設、又は市が管理する公営住宅の空き部屋等の利活用など、復興に向けた速やかな対応を図る。

## B 地域の生活機能の維持・地域の活性化

### ■住宅密集地における大規模火災の防止「消防本部」【1-2】

住宅火災の延焼を防ぐために、空き地等による火災防火帯の空間づくりを促進する。

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。消防職員においては消火活動や救急救命の技術向上及び資格取得を推進し、消防団においては火災予防の広報や放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

### ■避難路等の整備「保険年金課、建設課、耕地林業課」【1-3】

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるよう、市道・農道・林道及び生活道路として利用されている里道等に対する補修工事や改修工事、補修資機材購入の補助などの整備・維持管理を行い、避難経路の確保対策を推進する。

また、事業者による高齢者施設等の耐震化整備や大規模改修、非常用自家発電設備の整備や避難用エレベーターの設置など、防災・減災対策を推進する施設及び設備の整備等については、国・県の助成制度等を活用し、防災体制の強化を図る。

### ■要支援者の避難支援「総務課、社会福祉課」【1-3, 1-4, 1-5】

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要支援者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要支援者の名簿を地区に提供するとともに、個別避難計画の作成を推進する。

また、外国人（技能実習生、観光客等）への避難誘導案内として、多言語防災アプリ等を活用した避難誘導を推進する。

### ■河川氾濫の防止「総務課、耕地林業課、建設課」【1-4, 2-2】

河川の氾濫による浸水被害を防ぐため、ため池・ダム貯水量の事前減水、土のう等資機材の配備、河川の維持管理や改修工事、河床掘削や流下障害要因の除去を推進する。

### ■主要道路・港湾・漁港の強化「建設課、水産・地域産業課」【1-4, 4-1, 4-2, 5-5】

道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワ

ークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。

そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化を促進する。

また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。

■健康管理体制の整備「健康推進課」【2-3、2-7】

避難所は、体力が低下した避難者が数多く集まる環境になるため、集団感染やエコノミー症候群等が懸念される。避難者の健康管理については、県や医師会等と連携した実施体制を構築する。

また、平時から衛生管理や環境整備に対する情報提供を行うとともに、インフルエンザなど定期の予防接種等の実施により、感染拡大の防止に努める。

なお、避難所での感染症等発生時の対策については、国や県の方針に沿い、適切に実施する。

■災害廃棄物処理の対策「総務課、環境課」【2-3、4-1、6-4】

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、「豊後高田市災害廃棄物処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にも繋がるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や車両・施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

■備蓄食料等の確保・管理「総務課」【2-4、2-5、4-3】

本市が備蓄している食料・飲料水については、賞味期限切れの発生前に補充を購入し、必要量を常に備蓄している。備蓄の管理に関しては高田・真玉・香々地の3庁舎に集中備蓄し、開設した避難所に必要量を配送することを基本とするが、災害時に道路が寸断され集落が孤立することも想定されるので、中山間地等での分散備蓄も検討する。

また、災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生することがないように、締結先の拡大に努める。

■情報ネットワークの整備「総務課、企画情報課」【2-6、5-1】

情報ネットワークの強化・安定化を図るため、既にケーブルネットワークセンター及び中継サブセンター間は2重化された伝送ルートとなっている

が、それらの設備を適切に維持管理する。

警報や避難等の情報伝達において、屋外拡声器は有効であるため、保守点検委託により適切な運用管理を行う。

また、屋外拡声器は市の親局からのほか、緊急時に自治会長からの放送が可能であり、効果的でもあるため、地区内放送（グループ告知放送）の周知や利用団体の募集を行う。

さらに、最悪の事態となった場合には、NTT等の民間のWi-Fi等の通信網が解放されるため、それらの活用も検討する。

#### ■地域コミュニティの強化《総務課、地域活力創造課》【6-3】

地区住民の分散や孤立など、大規模災害発生時には地域でも様々な問題が生じるため、住民が生き延び立ち直るには、地域コミュニティの結束力が重要になる。そのため、自治委員や自主防災組織が中心となり、防災講話による啓発や避難訓練、避難所運営訓練の実施のほか、地域防災リーダーとしての防災士養成など、地域コミュニティの強化に取り組む。

併せて、高齢化が進展している集落等については、住民間のつながりを深める自治会等による活動を支援し、日頃からの地域内コミュニティ維持を図る。

## C 防災教育・人材育成

#### ■防災教育の推進《総務課、学校教育課、消防本部》【1-1, 1-3, 1-4, 1-5】

本市は、消防署・消防団・防災士等と連携して、地区や学校への防災講話、避難訓練の指導等の取組を進める。なかでも、地域の防災啓発や避難訓練には、地域防災のリーダーとして養成された防災士の役割が重要になる。全地区において防災士を養成し、定期的なスキルアップ研修により、地域防災力の向上を推進する。

#### ■地域防災力の向上《総務課》【1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 2-6, 6-3】

災害対応には地区や自主防災会の防災力が必要になる。自主防災会の結成を推進するとともに、市民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるよう、防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める。

災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、地域の危険箇所や要支援者の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を推進する。

また、各幼稚園・小中学校は避難訓練やハザードマップを通じて、地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性の認識や避難行動などを訓練し、児童・生徒への教育を推進する。

■救命講習の啓発「消防本部」【2-2】

被害の同時多発、孤立の発生など、大規模災害時は救護・医療についても機能低下をきたすおそれがある。それぞれの災害現場において、住民等自らが適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習等）を推進する。

■職員の防災意識向上「総務課」【3-1】

大規模災害時は多くの問題が同時発生し、迅速な対応が求められる。そのため、各部で業務分担し、組織全体で災害対応にあたることや事前の準備が重要である。

また、平常時から庁内における避難訓練や防災研修の実施など、職員の防災に対する意識向上を図る。

■防災への女性参画「総務課」【6-2】

男女共同参画の観点から、防災・災害対応の場に女性の参画を促進するため、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。

## D 老朽化対策

■建物の耐震化「都市建築課」【1-1】

住宅・建築物の倒壊は、居住者が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

■橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理「建設課、耕地林業課」【1-1, 2-2, 2-6, 4-1, 4-3, 5-5】

災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊等による通行不能を防ぐため、狭あい道路の改修等も推進する。

また、将来にわたり安全・安心な道路ネットワークを確保するため、橋

梁、トンネル、道路舗装などの損傷状況を調査し、健全性が著しく低下する前の適切な時期に対策を実施する予防保全型の維持管理に移行する。

なお、維持管理コストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある地域づくりを実現するため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の補修などを実施する。

■老朽危険空家等対策«都市建築課»【1-1】

現在、空き家は、昭和56年以前に建てられた耐震性のない木造住宅が多く、密集地における火災時の延焼や倒壊による危険性を考慮し、所有者調査を行うとともに、空き家の除去等の適正管理を促進する。

■上水道施設の維持管理の適正化«上下水道課»【1-1、5-4】

本市の上水道施設については、地震、災害、渇水に強い水道施設の確立を目指し、第一水系、第二水系の耐震改修工事を平成22年度から平成26年度にかけて実施し、機械、電気、計装類の設備について、順次継続的に改修している。

今後は、計画的、効率的な管理による施設の長寿命化を推進するため、老朽化（40年経過）した配水管等の布設替えについて、年次計画を策定し、順次更新を行うとともに、近年の異常気象による渇水などにより地下水源の枯渇が生じているため、安定的に水を供給するための新たな水源整備も実施する。

■下水道施設の維持管理の適正化«上下水道課»【1-1、5-4】

本市の下水道整備状況は、令和5年度末において、整備率80.0%、水洗化率81.9%となっており、面整備については、ほぼ事業が完了している状況である。

雨水処理計画については、平成22年度に新開排水機場の調整池の拡大とポンプ施設の増設を行い、平成26年度に整備状況の見直しを行った。しかしながら、近年、本市においても宅地造成等に伴い、内水による浸水の危険性が高まっているため、内水浸水想定区域図を作成し水害リスクの現状把握を行うことにより、雨水処理対策を実施する。

今後は、下水道整備区域内について、引き続き水洗化の普及促進を図るとともに、区域外については、汚水処理施設の効率的な早期整備を推進する。

併せて、令和元年度に作成したストックマネジメント計画に基づき、長寿命化、耐震化、及び耐津波対策工事を継続して実施し、計画的で効率的な管理による下水道施設の長寿命化を推進する。

■ 消防機能の強化«消防本部»【1-2】

大規模な火災の発生に備え、消防施設（庁舎・分署・消防機庫等）の耐震化を含む整備・維持管理、耐震性貯水槽及び消火栓等の設置、通信指令システムの強化、資機材・備品の購入、車両の更新、消防職員・消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能を強化する。

また、住宅用火災警報器の設置については、全戸設置に向け未設置世帯の訪問をはじめ、消防参画イベントや火災予防週間においても設置の啓発をするとともに、維持管理についても広く周知を図る。

■ 防災拠点の整備«総務課、地域総務一課、地域総務二課、教育総務課、消防本部»【1-3, 3-1】

大規模災害発生時、防災拠点となる高田庁舎や災害対策本部として庁舎の代替となる中央公民館、消防本部、また、災害対応を含む市の行政業務を維持するための施設である真玉庁舎や香々地庁舎についても改修や整備・維持管理を推進する。

■ 避難所・避難場所の整備«総務課、商工観光課、子育て推進課、人権推進課、教育総務課、消防本部»【1-3, 2-3】

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他施設について、耐震化や空調設備などの改修・補修工事に努め、バリアフリーやユニバーサルデザインなども意識した環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

また、避難場所の環境整備についても整備・維持管理を図り、避難しやすい体制づくりを推進する。

とりわけ、学校施設や社会体育施設の多くが災害時に避難所や避難場所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレの洋式化や空調設備の整備など避難所、避難場所としての防災機能の強化を図る。

■ 港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理«水産・地域産業課»【1-3, 4-2】

港湾・漁港施設等について、老朽化を抑制するための港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の整備や施設の改良・耐震化工事及び維持管理により、長寿命化を推進する。

なお、港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の改良や耐震化工事に関しては、県と連携を図り推進する。

■ 排水施設等の整備・維持管理«耕地林業課»【1-4, 5-4】

大規模地震発生による被害や台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐ

ために、ため池、排水路・排水ポンプなどの排水施設の維持管理・耐震化、ダム・ため池等の農業用水利施設の補修・改修工事を推進する。

■給配水施設の整備・給水体制の確立«上下水道課»【2-4, 5-4】

水道施設の耐震化や装置の更新、老朽化した水道管の交換、普段からの漏水調査などを行い、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。また、水道管の破裂による断水が発生した場合に井戸水を活用するなどの応急対応体制を整える。

■施設（市が管理する建物）の維持管理«総務課、地域総務一課、地域総務二課、消防本部»【3-1】

市が管理する施設（高田・真玉・香々地庁舎、消防署及び分署、消防機庫、公民館、体育館、その他施設等）は、災害対応を含む市の行政業務を継続するための重要な施設である。

行政機能を保持するため、施設の維持管理に努めるとともに、災害対策本部やその代替施設、避難施設としての活用が見込まれる施設などについては、補修・改修・建替え等による環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。

## E デジタル活用

■デジタルを活用した防災啓発«総務課»【1-1, 1-3, 1-4, 1-5】

自主防災組織や学校における防災訓練など地域での防災教育を強化するためにVR 技術を用いた防災啓発映像の活用や、スマートフォンを利用した防災アプリによる情報の提供など、デジタルの活用を推進する。

■先端技術の活用«総務課»【2-6, 5-1】

災害時に迅速かつ的確な救助・救援、孤立集落対策などを行うために、大分県や関係機関と連携するとともに、ドローンなどのデジタル技術による発災直後の情報収集や公共インフラ施設の点検等、先端技術の積極的な活用を図る。また、ドローンなどの実践的な訓練を行い、孤立した避難場所からの救助・救援要請に対応できる体制の充実を図る。

■産学官連携によるプラットフォームの活用«総務課»【6-2】

産学官連携のもと、多種多様なデータを統合・分析するプラットフォームの活用を強化する。